

令和元年度

環境生活部主要施策概要



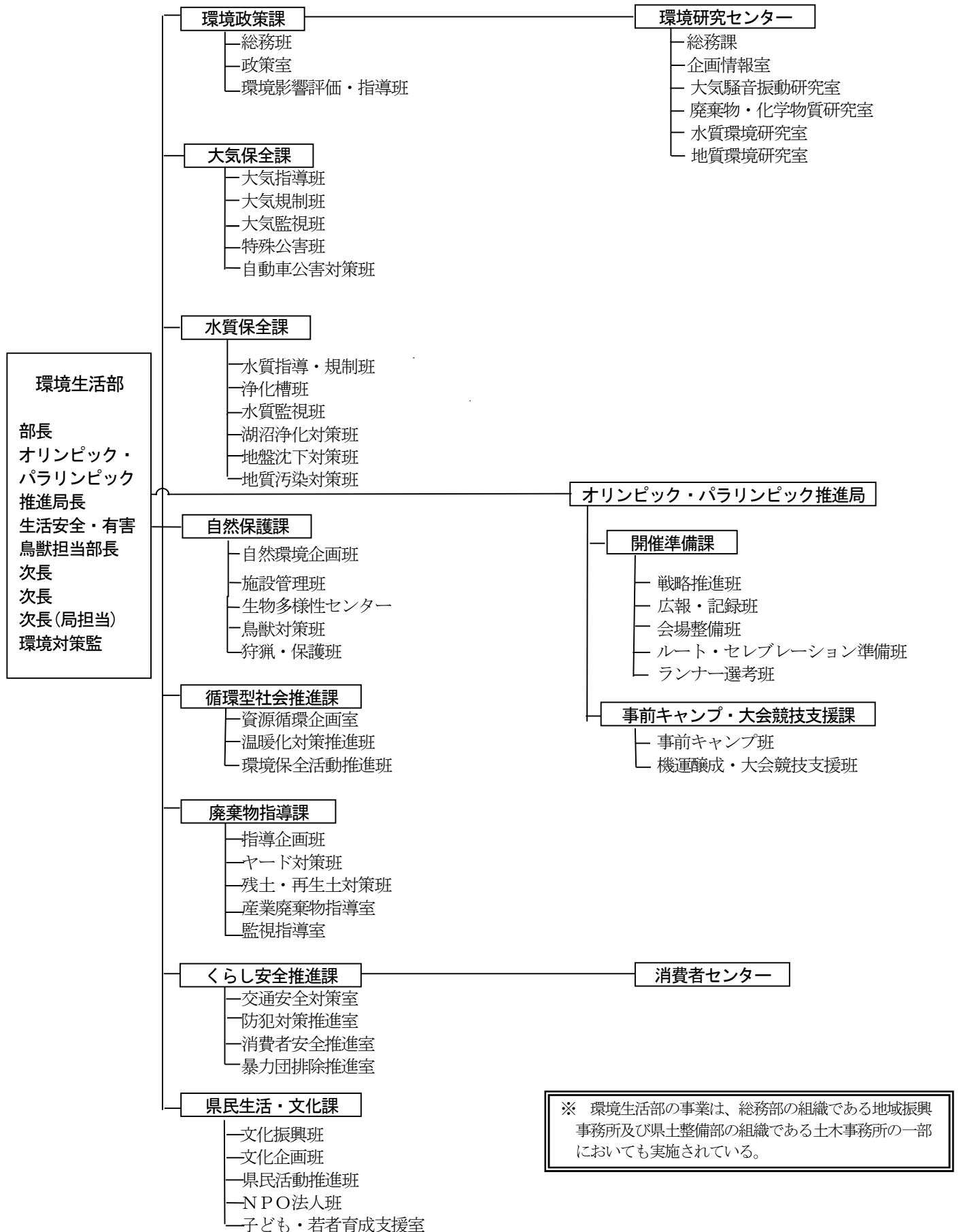
令和元年 5 月

千葉県環境生活部

目 次

1. 環境生活部の組織	1
2. 令和元年度 環境生活部の施策及び予算	
(1) 令和元年度 環境生活部の施策	2
(2) 令和元年度 環境生活部関係予算	6
(3) 各課の施策概要	
① 環境政策課	7
② 大気保全課	9
③ 水質保全課	12
④ 自然保護課	14
⑤ 循環型社会推進課	16
⑥ 廃棄物指導課	19
⑦ くらし安全推進課	22
⑧ 県民生活・文化課	27
《オリンピック・パラリンピック推進局》	
⑨ 開催準備課	32
⑩ 事前キャンプ・大会競技支援課	34
参考資料	
(1) 「次世代への飛躍 輝け！ ちば元気プラン」（千葉県総合計画）の概要	
[環境生活部関連部分]	36
(2) 各種審議会等設置状況	40
(3) 関係団体一覧	42
(4) 環境生活部各課等の主な業務	44
(5) 窓口・担当課連絡先一覧	50

1. 環境生活部の組織（平成31年4月1日）



2. 令和元年度 環境生活部の施策及び予算

(1) 令和元年度 環境生活部の施策

① 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など、豊かで多様な自然に恵まれている一方、首都圏に位置し、経済活動も活発に行われています。

本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報の過去10年間の平均発令回数は、10.4日と依然多い状況にあり、平成29年度の水質の環境基準達成率も69.4%と全国の89.0%を下回っています。

また、地盤沈下については、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においてははまだ沈下が継続しています。

さらに、成田空港や羽田空港等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

今後とも、県民のかけがえのない財産である自然公園などを保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然とふれ合えるための取組を進めます。

良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進するとともに、地盤沈下を防止するため、地下水及び天然ガスかん水の採取を抑制する取組を推進します。

騒音の少ないくらしを確保するため、自動車騒音の継続した監視を行うとともに、航空機騒音については固定測定局での常時監視を実施し、騒音軽減のための取組を推進します。

② 野生生物の保護と適正管理

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、生息地などの環境の変化、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、さらに、もともと希少な種については、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

一方、飼育していた動物の放棄、捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄などにより生じた外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

このため、ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの絶滅が危惧されている希少な動植物の保護・増殖に取り組むとともに、本県の豊かな自然環境と生物多様性の重要性について理解の促進を図るため、普及啓発に努めます。

また、アカゲザル、キョン、カミツキガメなど、生態系へ悪影響を及ぼし、県民生活や農林業等に被害を与える特定外来生物については、根絶に向けて、集中的な防除に取り組みます。

さらに、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系への悪影響をもたらす、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣については、適正管理に必要な生息状況調査や市町村等への支援等に取り組みます。

③ 循環型社会の構築

循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、次に、廃棄物になったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）及び熱回収といった適正な循環的利用を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進します。

3Rに努めても、なお発生する廃棄物については、事業者に対し適正な処理の指導を徹底するなどの取組を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民や市町村などとの連携による監視や取締りの強化に努めます。

有害使用済機器の適正な保管等の確保のため、市町村と連携し、監視や指導に努めます。

再生土の埋立て等については、平成30年10月に制定した再生土条例に基づき、適正な埋立てを確保するため、監視や指導に努めます。

建設残土については、不適正な埋立てを防止するため、市町村などとの連携による監視や指導の強化に努めます。

また、これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、警察と密に連携しながら、不法ヤードの一掃を目指します。

④ 地球温暖化対策の推進

2015年12月に温室効果ガス排出量の削減に係る国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。国においても、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26 %削減する」という目標を掲げています。

こうした動きにあわせ、地域から地球温暖化対策を進めるため、2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画に基づき、再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの促進等の施策に取り組むことにより、地球温暖化対策を着実に進めていきます。

また、温室効果ガスの排出をできる限り抑制したとしても世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動のリスクが高くなると予測されています。今後避けられない気候変動の影響に対し被害を回避・軽減する「適応」を進めるため、農林水産業、自然災害、健康など各分野における県の施策で気候変動による影響に備えることができるよう、2018年3月に策定した「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」により、「適応」の考え方を各施策に組み込み、適応策の推進に取り組めます。

⑤ 交通安全県ちばの確立

県内の平成30年中の交通事故発生状況は、発生件数・負傷者数は一昨年と比べて大きく減少しましたが、死者数は186人と一昨年より増加しました。全国的に見ても依然として本県の交通事故の発生は多い状況です。

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施します。交通事故が多発している箇所では、関係機関などが共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析等を行います。

また、高齢者が交通事故に遭わないための取組や高齢者に交通事故を起こさせないための取組を強化するとともに、自転車の安全利用を更に徹底するための対策に取り組めます。

⑥ 犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会の構築

県内の刑法犯認知件数が、平成15年以降、16年連続で減少するなど、治安が回復傾向にある中で、侵入窃盗・自動車盗などの悪質な窃盗犯や高齢者を狙った電話de詐欺など、県民の身近で発生する犯罪が後を絶ちません。

このため、地域住民や関係機関・団体と連携して、地域ごとの犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進します。特に、市町村、自治会等による防犯カメラの設置促進に向けた支援や市町村が主体となり、地域の実情に合わせて設置する防犯ボックス事業への支援等により地域の防犯力の向上を図ります。

⑦ 消費生活の安定と向上

平成29年度に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は、49,001件で、依然として多くの相談が寄せられています。

近年では、身に覚えのない「総合消費料金未納のお知らせ」などと記載されたはがきの送付による架空請求や、利用していない有料コンテンツに係る不当請求に関する相談が多く寄せられるなど、消費者トラブルが後を絶ちません。

そのため、県民が安全で、安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関とともに消費者の自立を支援し、家族や地域での見守りを促進するための消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

⑧ ちば文化の創造

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせないものであり、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。

障害の有無や年齢、性別にかかわらずあらゆる人々が文化芸術を享受するために、美術館や博物館、劇場、音楽堂等様々な場での機会の提供や学校教育における文化芸術活動の充実など、文化芸術にふれ親しむ環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化が次世代へ継承され、地域活性化につながる取組を行います。

また、関係機関や幅広い分野との連携を強化し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。

さらに、東京2020大会を文化振興施策の一層の推進の契機とし、大会終了後もレガシーとして残るように、様々な取組を通して、心豊かに暮らすことができ、活力ある地域社会をつくることを目指します。

⑨ 県民活動の推進

少子高齢化の進行や個人志向の高まりなどにより、地域コミュニティの機能の低下が懸念されている中、県民が自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動、すなわち「県民活動」の重要性が年々高まっています。

そのような社会状況を踏まえて策定した「千葉県県民活動推進計画」のもとで、地域の様々な主体による課題解決の取組の推進を図っていきます。

このため、県民活動への理解や参加の促進、地域コミュニティを支える人材づくり、市民活動団体等の基盤強化等の支援、地域の様々な主体と市民活動団体等の連携・協働の促進に取り組んでいきます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、都市ボランティアの確保・運営を行うための取組を推進していきます。

⑩ 多様化する青少年問題への取組

少子高齢化、核家族化、雇用形態の多様化、経済的格差の進行など、青少年を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、状況に応じた支援を行うとともに、非行に陥ったり、犯罪被害に遭った子ども・若者の立ち直りを支援します。

また、多様化する青少年問題に的確に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組みます。

さらに、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、関係機関・団体と連携した広報・啓発の充実と、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。

⑪ 東京2020オリンピック・パラリンピックへの取組

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの千葉県での開催は、本県の魅力を発信し、将来を担う人づくりや地域経済の活性化、国際交流の推進等につなげるための千載一遇のチャンスです。

そこで、産・学・官・民の「オール千葉」体制で取り組むため「2020年東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議」を設置し、組織委員会や関係機関と連携しながら、競技会場や周辺環境の整備などを進めるとともに、大会に向けた受入体制の準備を進めます。

また、市町村・大学・経済団体・競技団体と連携し、事前キャンプの誘致・受入れ準備を進めるとともに、大会に向けた機運を県全体で高めるため、県内開催競技の普及イベント等に取り組めます。

(2) 令和元年度環境生活部関係予算

千葉県当初予算額(一般会計) 1,760,845,280 千円

環境生活部当初予算額 8,738,742 千円 (構成比 0.5%)

(各課内訳)

(単位:千円、%)

区分	令和元年度				平成30年度		対前年度比	
	当初予算 A	財源内訳			当初予算 B	最終予算 C	対当初 A / B	対最終 A / C
		国庫支出金	その他	一般財源				
環境政策課	3,020,374	2,163	107,011	2,911,200	2,677,569	2,972,410	112.8	101.6
人件費	2,905,270		88,396	2,816,874	2,575,014	2,855,993	112.8	101.7
事業費	115,104	2,163	18,615	94,326	102,555	116,417	112.2	98.9
大気保全課	440,446	42,274	39,158	359,014	429,904	414,324	102.5	106.3
人件費	32,556		82	32,474	37,470	32,110	86.9	101.4
事業費	407,890	42,274	39,076	326,540	392,434	382,214	103.9	106.7
水質保全課	700,591	1,890	16,471	682,230	690,046	632,920	101.5	110.7
人件費	9,317		21	9,296	9,101	8,636	102.4	107.9
事業費	691,274	1,890	16,450	672,934	680,945	624,284	101.5	110.7
自然保護課	1,381,121	209,180	529,132	642,809	1,038,894	992,103	132.9	139.2
人件費	26,112		31	26,081	24,046	24,544	108.6	106.4
事業費	1,355,009	209,180	529,101	616,728	1,014,848	967,559	133.5	140.0
循環型社会推進課	417,919	26,833	316,274	74,812	437,544	443,298	95.5	94.3
人件費	2,722		6	2,716	2,774	2,310	98.1	117.8
事業費	415,197	26,833	316,268	72,096	434,770	440,988	95.5	94.2
廃棄物指導課	466,358		197,706	268,652	448,158	515,516	104.1	90.5
人件費	90,046		774	89,272	79,828	89,364	112.8	100.8
事業費	376,312		196,932	179,380	368,330	426,152	102.2	88.3
くらし安全推進課	601,563	161,111	1,570	438,882	635,653	534,427	94.6	112.6
人件費	170,974	28,166	497	142,311	178,576	178,092	95.7	96.0
事業費	430,589	132,945	1,073	296,571	457,077	356,335	94.2	120.8
県民生活・文化課	1,322,910		475,429	847,481	968,513	1,051,199	136.6	125.8
人件費	9,882		25	9,857	10,049	9,380	98.3	105.4
事業費	1,313,028		475,404	837,624	958,464	1,041,819	137.0	126.0
開催準備課	177,667		172,330	5,337	15,053	12,538	1180.3	1417.0
人件費								
事業費	177,667		172,330	5,337	15,053	12,538	1180.3	1417.0
事前キャンプ・大会競技支援課	209,793		203,600	6,193	127,763	120,251	164.2	174.5
人件費								
事業費	209,793		203,600	6,193	127,763	120,251	164.2	174.5
合計	8,738,742	443,451	2,058,681	6,236,610	7,469,097	7,688,986	117.0	113.7
人件費	3,246,879	28,166	89,832	3,128,881	2,916,858	3,200,429	111.3	101.5
事業費	5,491,863	415,285	1,968,849	3,107,729	4,552,239	4,488,557	120.6	122.4

(3) 各課の施策概要

環境政策課

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、環境基本計画に基づき総合的な施策の展開を推進する。

重点事項

- 環境基本計画の推進 1,980千円
環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により計画の策定が義務付けられている。
計画の進行管理として、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、評価・点検を行い、結果を千葉県環境審議会へ報告し意見を伺うとともに、環境白書で公表する。
- 千葉県公害審査会の運営 2,056千円
公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、千葉県公害審査会を設置し、あっせん、調停又は仲裁等を行う。
- 環境影響評価事業 3,923千円
大規模な開発行為が周辺環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、千葉県環境影響評価委員会への諮問や知事意見の提出など必要な手続を実施する。

1. 環境保全対策調整事業

- (1) 千葉県環境審議会の運営 887千円
環境保全に関する基本的事項のほか、各種法令等の規定に基づく事項について調査審議を行う。
- (2) 公害紛争・公害苦情処理
公害紛争の迅速な解決のため公害苦情の段階で適切な処理が図られるよう、県の環境生活部環境関係課と地域振興事務所に苦情相談員を置き、その処理にあたりとともに市町村の相談員と密接な連絡調整を行い、公害苦情について適切な処理を推進する。
- (3) 再生可能エネルギーの導入促進
千葉県環境基本計画において再生可能エネルギーの導入目標を掲げており、関係部局と連携しながら導入促進に努める。
- (4) 環境保全協定
千葉市から富津市に至る東京湾臨海地域に立地する企業と県及び関係市で締結した「環境の保全に関する協定」に基づき、関係市と連携しながら適正な運用を指導し環境の保全を図る。
- (5) 環境マネジメントシステム推進事業 1,542千円
県の事務事業について、日常的な事務による環境負荷の低減に向けて、エネルギーの削減、省資源の推進、廃棄物の削減等に取り組む。

(6) 千葉県庁エコオフィスの改定

千葉県庁エコオフィスの改定について、国の「地球温暖化対策計画」に即した改定を行う。

2. 環境保全対策推進事業

(1) 環境白書の発行

1,530千円

千葉県環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、環境の状況と環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境白書の発行を行う。

(2) ヒートアイランド対策普及啓発事業

330千円

「千葉県ヒートアイランド対策ガイドライン」に基づく取組を促進するため、ヒートアイランド対策セミナーを開催する。

3. 公害防止施設等支援事業

(1) 中小企業振興資金（環境保全資金）に係る融資対象事業認定

中小企業振興資金（環境保全資金）における融資対象事業の認定を行うなど、中小企業事業者が行う環境保全の取組を支援する。

4. 三番瀬再生推進事業

(1) 三番瀬ミーティングの開催

140千円

地元住民や漁業関係者等から広く意見を聴くため、三番瀬ミーティングを開催する。

5. 調査研究事業

環境研究センターにおいて、公害の防止及び環境の保全のための各種調査研究を行う。

○大気・騒音振動及び化学物質に関する調査研究（大気保全課関連） 48,614千円

○水質環境及び地質環境に関する調査研究（水質保全課関連） 16,872千円

○廃棄物に関する調査研究及び環境保全の啓発（循環型社会推進課・廃棄物指導課関連）
8,479千円

○環境研究センターの研究機器等整備及び管理運営（環境政策課関連） 88,931千円

大 気 保 全 課

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気環境や騒音の少ない暮らしの確保に向けた施策を推進していく。

重点事項

- **大気環境の常時監視** 198,170千円
大気環境常時測定局において、大気汚染状況の常時監視を行い、光化学スモッグの発生時には、速やかに注意報等を発令し、県民の健康被害を防止する。また、PM2.5についても高濃度になるおそれがある場合には、県民に対し注意喚起を行う。
東京電力福島第一原子力発電所事故等により放出された放射性物質について、大気中の放射線量率等の監視を行う。
- **大気汚染発生源対策** 60,718千円
一般環境大気監視測定局における大気環境基準や二酸化窒素に係る環境目標値の達成に向け、工場・事業場に対する排出削減指導を行う。
- **自動車交通公害防止の総合施策の推進** 50,555千円
千葉県ディーゼル条例の規制に適合した車両への転換や低公害車の導入等について、事業者指導を行うとともに、「第2期自動車排出NO_x・PM総量削減計画」等による各種施策を計画的・総合的に推進する。
- **航空機騒音対策** 31,570千円
航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、成田空港、羽田空港及び下総飛行場の周辺地域で騒音監視を行う。

1. 大気監視事業

- (1) **大気環境常時測定機の整備** 48,663千円
県で整備した大気環境常時測定局38局に設置している大気汚染自動測定機について、計画的に機器の更新を行う。
- (2) **大気中の放射線量率等の監視** 26,178千円
東京電力福島第一原子力発電所事故等により放出された放射性物質について、大気中の放射線量率を県内7箇所に設置したモニタリングポスト等により測定・公表するとともに、市町村へサーベイメータの貸し出しを行う。
- (3) **有害大気汚染物質大気環境調査** 17,809千円
大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ベンゼン、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握し、環境基準の達成状況等を確認する。

2. 大気指導事業

(1) 光化学スモッグ低減対策

686千円

光化学スモッグ注意報等の発令時に緊急時対策として、ばい煙及び揮発性有機化合物（VOC）を排出する工場・事業場に対して、排出削減措置を要請する。

また、光化学スモッグの発生を抑制するため、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づき、事業者に対してVOC削減計画及び実績報告の提出を求めて公表し、事業者によるVOC削減の自主的取組を促進するとともに、平成29年度に実施した排出量推計調査の結果等を踏まえ、本条例に基づく指針の見直しを行う。

(2) ばい煙発生施設等立入検査・調査等

17,495千円

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（大気汚染に係るもの）及び環境保全協定等に基づき、工場・事業場の立入検査等を実施し、排出基準等の確認を行うとともに、大気汚染物質の排出量の抑制を指導し、大気汚染防止対策の徹底を図る。

(3) アスベスト対策

4,619千円

アスベスト（石綿）の大気中への飛散を防止するため、アスベストを使用した建築物等の解体等作業に対する監視指導を実施するとともに、一般大気中のアスベスト濃度の調査を実施し、県民への情報提供を行う。

また、建築業者等の関係団体や市町村、庁内関係課に対し、石綿の飛散・ばく露防止対策に係る情報提供、広報・啓発等を実施する。

(4) 化学物質対策

557千円

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称「PRTR法」）に基づき、有害化学物質の環境への排出量等の情報について事業者からの届出を受け付け、国に報告する。

また、国から通知されるデータを活用し、県民に対する情報提供を行う。

3. 自動車交通公害対策事業

(1) 自動車交通公害監視指導

9,064千円

千葉県ディーゼル条例に基づく運行規制及び燃料規制の遵守状況を確認するため、立入検査等を実施し、改善指導を行うとともに、千葉県環境保全条例に基づくアイドリング・ストップに係る指導等を行う。

(2) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画進行管理調査

9,954千円

国からの委託を受け、自動車NO_x・PM法対策地域における自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出量等を把握し、「第2期自動車排出NO_x・PM総量削減計画」の進捗管理を行う。

(3) 自動車騒音常時監視

3,873千円

騒音規制法に基づき自動車騒音の状況を常時監視するとともに、環境基準の達成状況を把握し、道路騒音対策を推進するための資料として活用する。

4. 騒音・振動・悪臭対策事業

(1) 航空機騒音監視システムの運用・整備

31,570千円

成田空港、羽田空港及び下総飛行場周辺における航空機騒音の分布状況や環境基準の達成状況を把握するため、航空機騒音監視システムを用いた騒音の常時監視を行い、必要に応じ国等に騒音対策の実施を要請する。

また、航空機騒音監視システムについては、OSの変更に伴うソフトウェア改修等を行う。

(2) 騒音・振動・悪臭対策

3,233千円

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の適正な施行を図るため、町村と連携した法規制地域の拡大・見直し並びに市町村職員への測定技術指導等を行う。

水 質 保 全 課

人々の健やかで安全な暮らしを確保するため、水循環の回復を図るなどの良好な水環境の確保に向けた施策を推進していく。

重点事項

- 公共用水域及び地下水の水質監視事業 122,814千円
水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行う。
また、東日本大震災により放出した放射性物質について、公共用水域の状況を監視するためモニタリングを実施する。
- 特定事業場等排水監視事業 21,966千円
公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法等に係る特定事業場に対して立入検査を実施し、必要に応じて指導及び行政措置を行う。
- 生活排水対策浄化槽推進事業 260,000千円
公共用水域の水質保全を図るため、市町村が実施する合併処理浄化槽の設置促進事業に対する助成を行う。
- 湖沼水質保全計画策定事業 6,365千円
平成28年度に策定した「印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第7期)」に基づく事業の進捗管理を行うとともに、次期の計画策定に向けた本格的な作業に着手する。
- 湖沼における外来水生植物対策事業 10,000千円
今後の外来水生植物に係る計画的・継続的な駆除の実施に向けて、手賀沼をモデルに、繁茂状況等の調査を行うとともに、管理手法や市民団体等への支援方策について、印旛沼への適用も視野に入れ、検討を行う。
- 地下水汚染防止対策事業 15,018千円
トリクロロエチレン等揮発性有機化合物による地下水汚染対策を推進するため、市町村が実施する汚染防止対策への助成等を行う。
- 地盤沈下防止対策推進業務 15,000千円
地盤沈下防止対策を推進するため、地質構造、地盤特性、地下水揚水量等の調査や基礎資料の収集、対策の検討等を行うとともに、県がガス採取企業と締結している「地盤沈下の防止に関する協定」の次期締結に向けた基礎調査を実施する。
また、地質環境情報を県民等に広く公開する。

1. 水質指導事業

- (1) 東京湾の総量削減対策事業 108千円
東京湾の水質浄化に資するため、国が定めた第8次の総量削減基本計画方針に基づき、平成29年度に策定した「第8次東京湾総量削減計画」について、その周知・啓発を行う。

(2) 海水浴場水質監視事業

4,804千円

県内海水浴場について、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を行い、海水浴場開設者に対し、必要に応じ水質保全対策を指導するとともに、海水中の放射性物質のモニタリングを実施する。

(3) 浄化槽総合管理推進事業

15,785千円

浄化槽の適正な設置・維持管理を徹底するため、法定検査の受検促進、立入検査、管理者に対する啓発・指導を行うとともに、浄化槽台帳を整備する。

2. 湖沼浄化対策事業

(1) 湖沼水質保全計画推進事業

670千円

湖沼水質保全計画に関するパンフレットの配布や水環境をテーマとして出前環境学習会等への講師派遣などを行うことにより、同計画を推進する。

(2) 手賀沼水環境保全協議会負担金

14,333千円

手賀沼の水質浄化を推進するため、流域市や利水団体及び住民団体と共同して、各種水質浄化対策事業、啓発事業を実施する。

3. 地質環境対策事業

(1) 地盤変動精密水準測量事業

128,732千円

地盤の変動状況を経年的に把握するため、地下水の汲み上げ規制地域及び天然ガスかん水汲み上げ地域を中心に精密水準測量を実施する。

(2) 地下水位及び地盤沈下観測井管理事業

22,556千円

地下水位及び地盤沈下の実態を把握するため、観測井における観測を行うとともに付帯機器等の保守管理を行う。

(3) 地下水における硝酸・亜硝酸性窒素の汚染状況調査・負荷削減対策事業

3,259千円

環境基準の超過率の高い硝酸・亜硝酸性窒素について、市町村が取り組む負荷削減対策を支援するとともに、モデル地域の水質の追跡調査等を実施する。

(4) 土壌汚染対策事業

495千円

土壌汚染対策法に基づく事務事業を円滑に遂行するため、汚染状況の確認調査を行う。

(5) 土壌ダイオキシン類調査事業

1,901千円

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視のため、土壌のダイオキシン類調査を行う。

(6) 養老川に係る水質保全対策事業

21,416千円

市原市妙香地先の廃棄物埋立跡地に起因する水質汚染問題について、引き続き、地元市と協力して、汚染物質の除去及び拡大防止対策を実施する。

自然保護課

地域固有の多様な生物が生息・生育する優れた自然環境等の保全、県民が自然の豊かさに親しむことができる自然公園等の適正な維持・管理、人と野生鳥獣との共存など、本県の豊かな生物多様性を次世代に引き継いでいくための施策を推進する。

重点事項

○ 野生鳥獣の適切な管理

494,781千円

野生鳥獣による農作物等被害が拡大していることから、市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業へ引き続き助成を行うとともに、指定管理鳥獣であるイノシシやニホンジカの生息域の拡大防止及び縮小を目的に、生息域の外縁部において県が主体となって捕獲を行う。

また、野生鳥獣の適正な管理を図るため、野生獣の生息状況調査を実施するとともに、捕獲従事者を確保・育成するため、捕獲技術向上を図るための研修や新人ハンター入門セミナー等を実施する。

さらに、専門職員の指導のもと、地域ぐるみで行う、防護・捕獲・生息環境管理の総合的な対策を推進する。

○ 特定外来生物対策の推進

112,824千円

海外から持ち込まれ、生態系等に影響を及ぼしている特定外来生物のうち、緊急に対策が必要なアカゲザル（ニホンザルとの交雑種含む）、アライグマ、キョン及びカミツキガメ等について、市町村等と連携し防除を行う。

○ 生物多様性保全施策の推進

22,148千円

生物多様性の保全に向け、希少な野生生物の保護、生物多様性に係る地域の取組の促進、生物多様性の普及啓発、企業等との連携、基礎情報の収集・提供、専門的・科学的な指導・助言等の事業について、生物多様性センターを中心に実施する。

○ 自然公園施設の再整備等

41,250千円

自然公園の利用促進を図るため、多くの人々が豊かな自然とふれあえる野外活動の場である自然公園施設（休憩所・公衆便所・遊歩道等）について、安全で快適な利用ができるよう、必要な整備や改修等を行う。

1. 自然環境保全事業

(1) 自然環境保全地域等の指定及び保全

4,899 千円

優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、県自然環境保全条例に基づき、28 の地域を自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定しており、その面積は約 2,000 ヘクタールで県土の約 0.4%である。

自然環境保全地域等内における各種開発行為の規制（知事の許可、届出）を適切に実施するとともに、自然保護指導員による監視・指導等を行うことにより、貴重な自然環境等を保全する。

(2) 自然環境保全協定及び緑化協定

土地の形質変更等に際し、良好な自然環境を保全するため、自然環境保全協定を締結する。

また、1ヘクタール以上の工場用地等を対象に緑化及び緑地保全を推進し、公害や災害を防止し生活環境を維持するため、緑化協定を締結する。

(3) 三番瀬の自然環境調査等

3,150 千円

三番瀬の自然環境の変動等を把握するため、三番瀬海域及び周辺地域において、鳥類の飛来状況にかかる調査を実施する。

また、ラムサール条約登録（その前提となる国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定）について、関係者の理解の促進に努める。

(4) 行徳湿地の保全

7,370 千円

三番瀬の後背湿地としての機能を有する行徳湿地について、水路の機能管理やヨシ等の刈り取りなどの維持管理を行う。

2. 自然公園事業

本県には、2つの国定公園（南房総、水郷筑波）と8つの県立自然公園（笠森鶴舞、印旛手賀、九十九里、大利根、嶺岡山系、高宕山、養老溪谷奥清澄、富山）があり、その面積は約2万8千ヘクタールで県土の約5.5パーセントである。

この自然公園の貴重な自然環境を保護するとともに、適正な利用を促進するため次の事業を行う。

(1) 自然公園内の規制

4,416 千円

自然公園内における各種開発行為の規制（知事の許可・届出）を適切に実施する。

また、県立九十九里自然公園海浜部の貴重な動植物を保全するため、車両乗り入れ規制を継続し、その周知を図るため啓発や標識の整備等を行う。

(2) 自然公園施設等の管理運営

73,648 千円

自然公園施設等について、大房岬・白子・片貝の集団施設地区、勝浦海中公園、いすみ環境と文化のさとセンター、飯岡刑部岬展望館は指定管理者制度により、館山集団施設地区は地元市等への管理運営委託により、適切に管理し、幅広い利用を促進する。

(3) 自然歩道管理事業

21,552 千円

首都圏自然歩道について、安全で快適に利用できるよう老朽化した標識等の再整備を行う。

3. 野生鳥獣の保護・管理及び狩猟等の適正化事業

(1) 野生鳥獣の保護・管理事業

533,010 千円

鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等の指定や整備、行徳鳥獣保護区の維持管理、ヤマドリなどの生息数回復のための放鳥などを行う。

また、傷病野生鳥獣の救護等の支援を行うとともに、愛鳥週間の諸行事を通して鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(2) 狩猟免許及び適正指導取締事業

42,746 千円

狩猟制度を適正に運営するため、狩猟免許試験の実施や狩猟者登録事務を行う。

また、狩猟事故や密猟等を防止するため、講習会等を通じて狩猟者の資質の向上を図るとともに、鳥獣保護管理員や関係機関と連携し、安全対策や指導・取締りを実施する。

循環型社会推進課

循環型社会の構築に向け、3Rの推進などの資源循環施策と省エネルギーの促進などの地球温暖化対策やバイオマス利活用推進等のための各種施策の展開を図るとともに、廃棄物を排出する事業者への減量化・再資源化の指導や災害廃棄物対策などにより、廃棄物の適正処理を推進する。

重点事項

- **環境保全対策調整事業（地球温暖化対策推進事業）** 8,646千円
千葉県地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの促進を図るため、家庭向けの普及啓発キャンペーン、省エネルギーに取り組む事業者の登録制度等を実施する。また、地域で普及啓発などを行う地球温暖化防止活動推進員を支援するとともに、学校、公民館等において出前講座を実施する。さらに、気候変動影響への「適応」の重要性について、県民の関心・理解を深めるためのセミナーを開催する。
- **住宅用省エネルギー設備等導入促進事業** 315,500千円
家庭における省エネルギー設備等の導入を促進するため、市町村と連携し、住宅用の太陽光発電設備やエネファーム等の設置費用に対する助成を行う。
- **3R推進事業** 1,907千円
ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を図る3Rの一層の推進に向け、県民・事業者・関係団体等を対象としたイベントの開催や、ちばエコスタイル（「ちばレジ袋削減エコスタイル」「ちば食べきりエコスタイル」「ちばマイカップ・マイボトル推進エコスタイル」）の推進などにより、積極的な啓発・情報発信を図る。
- **災害廃棄物対策事業** 216千円
非常災害時における廃棄物処理に対応するため、県及び市町村等職員の災害対応力強化のための研修会等の開催や、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を行う。
- **バイオマス活用推進事業** 586千円
県バイオマス活用推進計画に基づき、県民・事業者への普及啓発等を行うことにより、バイオマスの活用を促進する。
- **指定廃棄物の処理**
県内9市に保管されている指定廃棄物が、国により安全・安心に処理されるよう適切に対応していく。
- **（仮称）千葉県環境学習等行動計画の策定** 449千円
本県の環境学習は、これまで平成19年度に改定した千葉県環境学習基本方針により取り組んできたが、法改正等を踏まえ、本年度中を目途に（仮称）千葉県環境学習等行動計画を策定し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境学習並びに協働取組の推進に取り組んでいく。

1. 循環型社会づくりの推進

(1) 循環型産業活性化支援事業

170千円

排出事業者が、廃棄物の処分を外部に委託する場合に、より先進的なリサイクル技術を有する廃棄物処理業者を選定できるよう、排出事業者と処理業者相互の情報交換等の機会を提供するマッチングセミナーを開催する。

2. 廃棄物処理に係る総合的対策

(1) 一般廃棄物処理施設水質・残灰分析

3,557千円

一般廃棄物処理施設は、施設の老朽化等により、今後の対応を検討する必要に迫られているが、用地の取得難、高度な環境保全対策による建設費の増大、また施設周辺住民の理解が得にくいなどの問題があることから、市町村に対し、長期的な観点に立った一般廃棄物処理施設整備計画策定に係る助言を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、主としてごみ焼却施設及び最終処分場を対象に、立入検査を行うなど、適正な維持管理の徹底を指導・助言する。

(2) 産業廃棄物減量化・再資源化促進事業

579千円

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する適切な指導を行うことにより、廃棄物の適正処理及び減量化・再資源化を図る。

また、先進的なリサイクル技術の普及促進に向けた研修会等を実施する。

(3) 産業廃棄物処理実態調査事業

2,590千円

千葉県廃棄物処理計画の進捗状況を的確に管理することを目的として、県全体における産業廃棄物の業種別・種類別の発生量、中間処理量、最終処分量等の現況を把握する。

(4) 廃棄物処理計画策定事業

10,385千円

廃棄物処理計画は、廃棄物の減量や適正処理を推進するための廃棄物処理法に基づく法定計画である。令和2年度に第10次廃棄物処理計画（3年度～7年度）を策定するため、本年度に基礎情報の収集を行う。

3. 環境保全対策推進事業

(1) 環境学習・環境保全活動促進事業

18,709千円

持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりを目指し、県民・事業者等と連携・協働して環境学習の取組を推進する。なお、法改正等を踏まえ、本年度中を目途に（仮称）千葉県環境学習等行動計画を策定する予定。

また、自然環境の保全・再生や循環型社会づくりを進めることを目的として、（一財）千葉県環境財団に設置した「ちば環境再生基金」の活用により、各種活動が円滑に実施されるよう支援し、県民総参加による環境再生を推進する。

(2) 千葉県地域環境保全基金

384千円

地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、平成2年3月に設置した本基金の運用益を事業費に充当する他、必要に応じて取崩しを行いながら活用していく。

(3) 次世代自動車普及啓発事業

3,063千円

環境負荷の少ない「次世代自動車」の普及促進のため、県民を対象とした環境イベント等において、平成27年度に公用車として導入した燃料電池自動車の展示等を行う。また、県庁内に設置した県民向けの急速充電器の維持管理を行う。

さらに、自動車に係る環境負荷低減を図るため、排出ガス・燃料費の削減や交通安全に効果的なエコドライブについて、県民や事業者に対する普及啓発を行う。

(4) 海岸漂着物対策推進事業

35,370千円

千葉県海岸漂着物対策地域計画に定める重点区域において、海岸漂着物等の回収・処理を行う。また、海岸漂着物等の発生抑制のため、啓発イベント等を実施する。

廃棄物指導課

廃棄物処理法や県の残土条例などに基づき、廃棄物処理施設や処理業、特定事業等の許可事務を行うとともに、同法令等が適正に運用されるよう、事業者等に対する指導を行う。

さらに、不適正な処理や埋立て、不法投棄に対する監視指導や行政処分を行う。

また、ヤード適正化条例に基づき、ヤードへの立入検査等を行い、油の地下浸透防止など条例の義務履行の指導を行う。

加えて、平成30年10月に制定した再生土条例に基づき、特定埋立て等を行う者に届出を求めるとともに、監視指導を行う。

重点事項

- 産業廃棄物処理業者の許可・指導 27,391千円
産業廃棄物処理施設の設置、収集運搬及び処分（中間処理及び最終処分）を業として行おうとする者の許可申請等について、法令等に基づき適正な審査を行う。
- 産業廃棄物不法投棄防止対策事業 103,451千円
産業廃棄物の不法投棄等の根絶を目指し、県のみならず、市町村、警察、地域住民の連携により、機動的かつ広域的な監視体制を整える。
- 産業廃棄物不適正処理箇所支障除去事業 101,530千円
産業廃棄物の不適正処理により、生活環境の保全上の著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合に、必要な限度において、行政代執行による支障除去を行う。
- 有害使用済機器の保管等の適正処理の推進 1,036千円
有害使用済機器保管等業者に対し、届出書の提出並びに適正な保管及び処分を実施するよう指導を行う。
- 残土条例による残土の適正処理の推進 1,124千円
残土条例の適正な運用を目指し、許可申請等に対し適正な審査を行う。
- 再生土埋立等適正化事業 17,886千円
平成30年10月に制定した再生土条例に基づき、適切な指導を行う。
- ヤード適正化条例対策事業 4,039千円
ヤード適正化条例に基づく立入検査等を行い、ヤードの適正化を図る。

1. 産業廃棄物対策事業

- (1) 産業廃棄物排出事業者の指導 61,105千円

産業廃棄物排出事業者に対する立入検査等により産業廃棄物の適正管理・処理の徹底を指導するとともに、産業廃棄物排出量の抑制や減量化・再資源化の計画的な推進を指導する。さらに、マニフェスト交付等状況報告書等により、産業廃棄物処理の実態を把握するとともに、電子マニフェストの普及

を図るなど、産業廃棄物の適正処理を推進する。

また、各種団体と連携し、産業廃棄物の適正処理・排出抑制等について排出事業者への周知徹底を図る。

その他、PCB廃棄物適正処理の推進のため、県内のPCB廃棄物の保管状況の把握や保管事業者への指導等を行う。

(2) 産業廃棄物処理業者指導

27,391千円

産業廃棄物処理施設の設置及び処理業を行おうとする者の許可申請等について、法令等に基づき適正な審査を行うとともに、産業廃棄物処理業者に対する立入検査等により産業廃棄物の処理状況の把握、分析等を行い、適正処理の指導を行う。

また、事業者に対して、廃棄物処理法の改定や運用等、必要な知識を習得させるため、講習会を開催する。

(3) 産業廃棄物不適正処理の防止及び監視指導

103,451千円

24時間・365日体制による監視を行い、新たな不法投棄の防止に努めるとともに、不適正処理の行為者等に対し、不法投棄物等の撤去や適正な処理について指導する。また、特に悪質な場合には警察とも連携を図りながら、改善命令や措置命令、告発等を行う。

(4) 県外産業廃棄物の適正処理及び抑制指導

県外産業廃棄物の流入に伴う不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、県内産業廃棄物の最終処分場の確保と延命化を図るため、県外の排出事業者等に対する指導を行う。

(5) 有害使用済機器保管等業者指導

1,036千円

有害使用済機器保管等業者から提出された届出等の情報を基に立入検査等を行い、処理基準に従った適正な保管及び処分が行われているか確認するとともに、法令違反に対して必要な指導を行う。

2. 一般廃棄物対策事業

一般廃棄物処理施設設置者の指導

民間事業者による一般廃棄物処理施設の設置に対して、法令や指導要綱により、適正処理の徹底を図る。

3. 残土対策事業

1,124千円

残土の適正な埋立てが行われるよう、県残土条例に基づき、許可申請等に対し審査を行うとともに、定期検査や様々な報告等を踏まえ、特定事業者に対し適切な指導を行う。

さらに、市町村等との連携や密接な情報交換により、無許可等不適正な残土埋立ての防止を図るとともに、廃棄物や汚染土砂等の搬入を防ぐ。

4. 再生土埋立等適正化事業

17,886千円

盛土の崩落や、アルカリ・塩化物による周辺環境への悪影響を防止するため、平成30年10月に制定した「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」に基づき、特定埋立てを行う者に届出を求めるとともに、適切な指導を行う。

さらに、市町村等との連携や密接な情報交換を行うなどにより、再生土と称した廃棄物や残土の不適正な埋立てを防ぐ。

5. 自動車リサイクル推進事業

1,673千円

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の引取業又はフロン類回収業を行おうとする者の登録申請及び解体業又は破碎業を行おうとする者の許可申請に対して適正な審査を行うとともに、使用済

自動車の引取り、フロン類の回収、解体、破碎等について、立入検査等により、登録又は許可を受けた事業者に対し適正処理の指導を行う。

6. ヤード適正化条例対策事業

4,039千円

「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」（ヤード適正化条例）に基づき立入検査等を行い、ヤードの運営者等に対し、油等の地下浸透防止などの条例の義務履行を指導する。

また、立入検査等は、県警と密に連携しながら実施し、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」の一掃を目指す。

くらし安全推進課

- 1 誰もが安全で安心して暮らせる『交通安全県ちば』の確立を目指すため、県、市町村、関係機関・団体等が連携・協働し、県民一人ひとりの主体的な取組による交通安全活動を展開する。
- 2 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民の生活の安全を確保するため、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりを促進する。
- 3 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例及び千葉県消費生活基本計画に基づき、消費者や事業者等との連携のもと、消費者教育・啓発、消費生活相談、消費者への情報提供等を行い、消費者の権利の擁護及び消費生活の安定・向上を図る。また、特定商取引法、景品表示法及び貸金業法等に基づき、事業者の指導・処分、監督等を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。

重点事項

- **交通安全県民運動推進事業** 28,829 千円
交通事故防止に向け、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実施してもらうため、四季の交通安全運動をはじめとする県民総ぐるみの交通安全運動の他、高齢者の事故防止や自転車の安全利用等事故の特性を踏まえた広報・啓発活動を実施する。
- **交通安全教育推進事業** 9,786 千円
交通安全の必要性及び知識を普及し、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた交通安全教育を実施する。
- **防犯ボックスを核とした地域防犯力・コミュニティ力向上事業** 109,000 千円
防犯ボックスを核とした県、市町村、警察、住民が連携した防犯体制の確立を目指し、県が設置した防犯ボックスを継続して運用するとともに、市町村が主体となり、地域の実情に合わせて設置する新たな防犯ボックスの初期費用や運営費について助成する。
- **電話 de 詐欺被害防止広報・啓発事業** 25,800 千円
依然として後を絶たない電話 de 詐欺被害の防止対策として、「電話 de 詐欺は電話 de 対策」を合言葉に、留守番電話などの機能を活用した自衛の対策を呼びかける広報啓発を CM 等を活用して行うとともに、被害多発地域における街頭啓発キャンペーンを実施する。
また、はがきによる孫世代から祖父母等への呼び掛け・啓発を引き続き行う。
- **消費者行政推進事業** 3,802 千円
「千葉県消費生活基本計画」に基づき、各種施策の推進を図るとともに、消費者安全法に基づく消費者事故情報等の集約を行う。また、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施などに関する重要事項について審議する「千葉県消費者行政審議会」を開催する。

1. 交通安全対策事業

(1) 交通安全県民運動推進事業

ア 交通安全県民運動

13,929 千円

安全で安心して暮らせる交通社会の実現を基本理念とし、県民一人ひとりに交通安全思想・交通道徳を普及徹底させ、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、「交通安全県ちば」の確立を目指す。このために、県、市町村、関係機関・団体等との連携・協働のもと、県民総ぐるみの交通安全運動を展開する。

【期間を定めて行う運動】

- ・ 春の全国交通安全運動（令和元年 5 月 11 日～ 5 月 20 日）
- ・ 夏の交通安全運動（令和元年 7 月 10 日～ 7 月 19 日）
- ・ 秋の全国交通安全運動（令和元年 9 月 21 日～ 9 月 30 日）
- ・ 冬の交通安全運動（令和元年 12 月 10 日～12 月 19 日）

【日を定めて行う運動】

- ・ 交通事故死ゼロを目指す日（5 月 20 日、9 月 30 日（予定））
- ・ 「交通安全の日」アクション 10 運動（交通安全の日：毎月 10 日）
- ・ 自転車安全利用の推進運動（自転車安全の日：毎月 15 日）
- ・ 違法駐車等追放運動（クリーンロードの日：毎月 20 日）

イ 高齢者交通事故防止啓発事業

1,615 千円

「交通安全シルバーリーダー研修・ネットワーク事業」として地域のリーダーとなる高齢者を対象に、自動車教習所などを会場として、交通安全に関する研修を実施する。ほか、研修修了者が各地域で啓発を行うことができるように、定期的に交通安全に関する情報を提供する。

また、高齢者の交通事故防止に向けた啓発物資の作成し効果的な啓発に努める。

ウ 飲酒運転根絶環境づくり事業

1,210 千円

県警と連携し、飲食店等が先導的に行う飲酒運転根絶の環境づくりを推進するとともに、新たに県内 4 地域を指定して飲酒運転根絶協議会の設立を支援し、飲酒運転根絶を目指す。

エ 交通安全県民大会

469 千円

交通安全に関し功労のあった個人・団体を表彰し、交通事故撲滅の決意を新たにするとともに、各種機関・団体や県民が参加して交通安全について考え、交通安全の重要性を県民に発信することを目的に県民大会を開催する。

オ 自転車安全利用推進事業

4,106 千円

首都圏全体で連携を図るとともに、各種広報啓発キャンペーン、県交通安全対策推進委員会の自転車安全利用部会の開催、高齢者向け自転車用ヘルメットの着用促進、庁内自転車における保険加入を実施する。

カ ゼブラストップ活動啓発事業

7,500 千円

交通死亡事故の多発に加えて、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、訪日外国人の増加が見込まれることから、自動車運転者に対する横断歩道上での歩行者等の保護意識の徹底を目的とした「ゼブラ・ストップ活動」の普及・啓発を行う。

(2) 交通安全教育推進事業

ア 交通安全推進隊育成支援事業

2,277 千円

県民参加による「交通安全県ちば」の確立を目指し、交通安全に関心と意欲を持つボランティアである交通安全推進隊の地域での交通安全活動を支援する。

イ 交通安全教育推進事業 1,390 千円

研修会や講演会に講師を派遣する交通安全教育推進員派遣事業と、交通安全教育映像を貸し出す交通安全ライブラリー事業を実施し、交通安全教育を推進する。

ウ 幼児交通安全教育推進事業 400 千円

幼稚園・保育所各 1 か所、幼保連携型認定こども園 2 か所を「交通安全モデル園」に指定し、年間を通じた交通安全の取組を情報発信する。また、幼児の交通安全教育に携わる指導者の育成と資質向上を図るためのセミナーを開催する。

エ 自転車交通安全教育推進事業(再掲) 5,719 千円

自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、小学生から社会人まで、心身の発達段階や年代等に応じた自転車交通安全教育を実施する。

自転車の安全利用に関する教育用リーフレット 2 種を作成し、小学校 3 年生と中学校 1 年生の全児童生徒に 1 種ずつ配布する。また、主に高校生を対象に、交通事故再現を取り入れた「スケアード・ストレイト自転車交通安全教室」を実施する。

(3) 共同現地診断 50 千円

交通事故多発箇所を対象に、県、県警、道路管理者（国、県、市町村等）及び交通安全関係機関・団体等が共同で、道路交通環境面について事故の要因及び対策案を調査検討し、改善策を立案するとともに、対策の実施を関係機関に要請し、交通事故の防止に努める。

(4) 交通事故相談所（交通事故被害者対策事業） 44,779 千円

交通事故被害者等の救済対策として交通事故相談所を県内 3 箇所（本庁、東葛飾地域振興事務所、安房地域振興事務所）に設置し、専任の交通事故相談員及び臨床心理士等による交通事故相談業務と心のケアに関する相談業務を実施する。

(5) 自動車運転代行業に係る調査・検査 7,044 千円

事業者への立入検査のほか、損害賠償責任共済契約の失効・解除者に対する調査・指導などを行う。

2. くらし安全推進事業

(1) 防犯ボックスを核とした地域防犯力・コミュニティ力向上事業（再掲） 109,000 千円

(2) 地域の防犯力アップ推進事業

ア 地域の防犯力アップ補助事業 8,000 千円

地域の防犯力を向上させるため、市町村における防犯パトロール用資機材（防犯ベスト・懐中電灯・ドライブレコーダーなど）の整備に対して助成する。

イ 地域防犯力の向上に関する交流大会等事業 1,469 千円

若い世代の参加を含めた自主防犯団体の構成員確保や自主防犯活動の活性化などの様々な課題について話し合う地域防犯力の向上に関する交流大会を開催するとともに、ヤング防犯ボランティアに対してパトロール用資機材を貸与する。

ウ 安全安心まちづくり広報啓発事業 2,862 千円

地域住民の身近で発生する犯罪や児童、生徒などの被害者層に的を絞った広報啓発等を行い、県民の防犯意識の高揚を図る。

(3) 犯罪の起こりにくい環境整備事業

ア 安全で安心なまちづくり推進事業 232 千円

千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会などを開催し、各団体の持つネットワークの力を活用

して、安全で安心なまちづくりを県内全域で推進する。

イ 市町村防犯カメラ等設置事業補助 80,000 千円

犯罪の起こりにくい環境づくりのため、市町村や自治会等における防犯カメラ（防犯カメラと併せて整備する防犯灯を含む）の設置に対し助成を行う。

ウ ひったくり防止広報・啓発事業 1,375 千円

ひったくりの犯罪認知件数は減少しているが、今なお多くの被害が発生していることから、引き続き、被害防止のための広報・啓発を行う。

エ 電話 de 詐欺被害防止広報・啓発事業（再掲） 25,800 千円

(4) 犯罪被害者等支援事業

ア 被害者等支援活動の促進事業 5,559 千円

県警・関係機関・被害者支援団体等との連携を図りながら、犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するため、犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開催や相談窓口掲載パンフレット等の充実を図るとともに、社会全体で被害者等を支援していく体制づくりを進める。

イ 性犯罪・性暴力被害者支援事業 25,287 千円

性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援（相談・医療・カウンセリング・法律相談など）を提供するため、被害者支援団体に対する助成を行うとともに、被害者支援団体や警察、医療機関等と連携し、支援の一層の充実を図る。

3. 消費者行政推進事業

(1) 消費者行政推進事業

ア 県消費者行政推進事業（再掲） 3,802 千円

イ 消費者センター運営事業 67,555 千円

消費者の利益の擁護、権利の保護を図るため、消費者行政の総合的な窓口として、消費生活に関する相談業務等を行う。

ウ 消費者教育、啓発の推進 6,732 千円

高齢者や若年層等の被害を未然に防止するため、「千葉県消費生活基本計画」に基づき、消費者教育、啓発を推進する。

エ 金融広報事業 243 千円

千葉県金融広報委員会が実施する講演会の開催、刊行物の配布等による金融教育を支援し、消費者教育の充実に努める。

オ 多重債務問題対策強化事業 503 千円

「千葉県多重債務問題対策本部」を中心として相談窓口の周知や無料相談会を開催する。

(2) 消費者行政強化交付金事業 153,211 千円

国の「地方消費者行政強化交付金」等を活用し、県内消費生活相談体制の充実・強化や 消費者被害の未然防止のための事業を推進する。

(3) 事業者指導事業 5,236 千円

特定商取引に関する法律、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例等に基づき、悪質事業者に対する行政指導や処分を行うとともに、「五都県悪質事業者対策会議」等を通じ、近隣都県と連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。

また、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、不当表示等に関する調査及び事業者指導等を推進する。

(4) 消費生活協同組合指導事業 736千円

消費者利益の保護を図るため、県内で活動している生活協同組合への立入検査を実施し、法令に準拠した適正な生協運営を図るよう指導する。

(5) 貸金業指導事業 3,760千円

県内にのみ営業所等を置いて貸金業を営もうとする者の知事登録等を行うとともに、苦情・相談等の情報に基づき、法令に違反又は違反していると思われる業者に対して指導及び処分を行う。

また、ヤミ金を含む消費者金融について、債務者等からの相談等に適切な助言等を行う。

4. 暴力団排除推進事業

(1) 暴力団排除推進事業 931 千円

千葉県暴力団排除条例に基づき、県、市町村、県民、事業者、関係機関・団体の連携協力の下、官民一体となって暴力団排除を推進していくため、県の事務事業からの暴力団排除、市町村等への支援や連携の調整、商店街からの暴力団排除、中学校・高等学校における暴力団排除（非行防止）教室の実施、千葉県暴力団排除推進会議の円滑な運営などを行う。

県民生活・文化課

- 1 県民の文化活動に対する幅広い支援や地域文化の創造など、総合的な文化行政の展開を図る。
- 2 市民活動団体による活動やボランティア活動など県民による自発的な社会貢献活動である「県民活動」を推進し、県民自身による地域の様々な課題の解決を促進する。
- 3 市民活動団体、地縁組織、学校、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。
- 4 次代を担う青少年を健全に育成できるよう、青少年健全育成条例や第3次青少年総合プランに基づき、青少年相談員及び青少年補導員等に対する支援や、有害環境対策や非行防止活動に係る啓発等を行い、明るく健全な環境づくりを推進する。また、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援を行う。

重点事項

○ 千葉・県民芸術祭

4,050 千円

県域で活躍する分野別芸術文化団体等による絵画や詩、俳句、川柳、写真などを中心とした公募展や合唱、吹奏楽、日本舞踊、バレエ、演劇などの公演を開催し、県民に日頃の文化活動の成果を発表する場と質の高い舞台芸術等を鑑賞する機会を提供する。

また、芸術文化団体等の代表による実行委員会を組織し、他分野にわたる合同企画や新たな団体との共同企画による中央行事を開催する。

○ 東京 2020 大会の文化プログラムを契機とした文化力向上事業

42,000 千円

(債務負担行為 222,000 千円)

東京 2020 大会の機運を醸成するとともに、本県の魅力を県内外に発信し、文化力の向上と地域の活性化を図るため、東京 2020 文化オリンピックの一環として、世代や障害の有無を超えて交流できる県民参加型の文化プログラムを実施する。

○ ボランティア活動支援体制整備事業

6,549 千円

「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域みんなで創る支え合いと活力のある千葉県」を実現するため、県民のボランティア活動への参加を促進する事業を実施するとともに、「県民活動情報オフィス」を運営し、ボランティア活動をきめ細やかにサポートする。

○ 東京オリンピック・パラリンピックに向けたボランティアの確保・育成

81,026 千円

(債務負担行為 123,000 千円)

平成30年度に募集した都市ボランティア候補者へ共通研修等を実施するとともに、大会開催時にボランティアの活動拠点となるブースの設置やリスクマネジメント等の準備・大会を行う。また、活動を行うために必要なユニフォームなどの準備を行う。

さらに、街中で困っている外国人の手助けを行う「外国人おもてなし語学ボランティア」を育成するため、昨年度に引き続き、講座を開催する。

○ 「県民の日」事業

64,000千円

(債務負担行為 74,000千円)

県民が千葉の魅力を再発見し、郷土愛を育み、千葉アイデンティティを醸成する機会とするため、「県民の日」を記念する行事を県内各地で実施する。また、令和元年度も多くの県民が千葉の魅力を再発見し、ふるさと千葉への愛着を深めることができるよう、県民の日中央行事として、幅広い世代の県民が楽しめる参加・体験型のイベントを実施する。

○ 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール事業）

5,409千円

青少年がスマートフォンやパソコンなどを通じてインターネットを利用することにより、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、青少年の利用頻度の高いサイトを監視し、ネットいじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るとともに、学校等に出向き講演を実施し、インターネットの適切な利用について啓発を図る。

1. 文化行政推進事業

(1) 千葉・県民芸術祭（再掲）

4,050 千円

(2) 若者の文化芸術活動育成支援事業

1,200 千円

若者による自由で創造的なアマチュアの文化芸術活動に対し補助する。

(3) 県民芸術劇場公演事業

19,125 千円

県民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団の公演を県内各地で行う。

(4) 学校における芸術鑑賞事業

30,498 千円

次代の文化を担う児童・生徒を対象として、質の高い演奏に触れる機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。

(5) 伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業

2,759 千円

小・中学生を対象に、邦楽・洋楽のプロの演奏者を派遣して、鑑賞及び楽器体験を行う。

(6) 千葉県少年少女オーケストラ育成事業

36,734 千円

(公財)千葉県文化振興財団の行う少年少女オーケストラ育成事業に対し補助することにより、次代を担う少年少女の音楽文化の向上とオーケストラ活動の普及を図る。

(7) (公財) 千葉交響楽団運営費補助

22,014 千円

県内のプロ・オーケストラである千葉交響楽団に対し、運営費の一部を補助することにより、県民に親しまれるオーケストラとして定着させるとともに、本県の音楽文化の振興に資する。

(8) 「ちば文化交流ボックス」からの情報提供

県ホームページに「ちば文化交流ボックス」を設け、ちばの文化情報を紹介するとともに、文化ボランティア活動を結びつける手助けをする。

(9) 文化芸術推進基本計画策定事業

3,562 千円

「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が新たに制定されたことを踏まえ、県の文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例に基づく文化芸術推進基本計画を策定する。

(10) 東京 2020 大会の文化プログラムを契機とした千葉の文化力向上事業（再掲）

42,000 千円

(債務負担行為 222,000 千円)

(11) 国際文化交流事業（桃園管楽カーニバルへの参加）

5,665 千円

台湾・桃園市との文化交流を推進するため、桃園市で開催される「2019 桃園管楽カーニバル」に参加する。

2. 県民活動環境整備事業

(1) 千葉県県民活動施策の推進

718 千円

県民活動の推進に当たり、各分野の専門的な見地から幅広く意見等を得ながら、計画策定、計画の進捗管理や実施事業の検討・成果の検証などを進めるため、千葉県県民活動推進懇談会を設置し、意見交換・意見聴取を行う。

(2) 地域の様々な主体と市民活動団体との連携促進事業

586 千円

市民活動団体と、行政や学校等の多様な主体が連携し、地域の課題解決力を高めるための事業を実施するとともに、市町村に対し、県の施策について理解を深める会議等を開催する。

(3) 協働によるコミュニティづくりの普及・促進

847 千円

協働の取組を推進するに当たり課題を抱えている地域等を対象に、有識者による講演や優良事例の発表、意見交換、ワークショップ等を行うとともに、地域を越えた連携・協働の契機となるような交流会を実施し、協働によるコミュニティづくりの普及・促進を図る。

(4) ちばコラボ大賞の実施

387 千円

市民活動団体と地縁団体、社会福祉協議会、企業、学校、行政機関等の多様な主体が連携して、地域課題解決に取り組んでいる連携事例の中から、他のモデルとなるような優れた取組をしている団体を表彰し、広く県民に周知することにより、連携による地域づくりの促進を図る。

(5) 千葉県市民活動支援組織ネットワーク

366 千円

県民活動を推進するため、県内の市民活動支援組織（市町村の支援センター・民間の支援団体等）を構成員としたネットワーク会議を運営し、会議や研修を通じて支援組織に必要とされる相談業務や交流・連携の窓口としての機能向上と連携強化を図る。

(6) 市民活動団体マネジメント事業

900 千円

団体運営の基礎的知識を学ぶ講座等を実施し、広く研修の機会を提供することにより、団体の安定的・継続的な活動のために必要な運営能力の向上を図る。

3. 県民活動普及啓発事業

(1) ボランティア活動支援体制整備事業（再掲）

6,549 千円

(2) 県民活動広報事業

3,277 千円

ホームページ「NPO・ボランティア情報ネット」やFacebook、メールマガジンなど各種広報媒体を活用して、市民活動団体の運営環境向上や県民のボランティア活動への参加促進に役立つ情報を発信する。

また、県民活動への理解を深めるため「ちば県民活動PR月間」を設け、市町村等が実施するイベントの広報支援など、普及啓発活動を実施する。

- (3) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたボランティアの確保・育成（再掲） 81,026千円
(債務負担行為 123,000千円)

- (4) 次世代ボランティア人材育成事業 1,064千円

若者を対象に「ボランティア精神」や「おもてなしの心」の醸成を図るとともに、社会貢献活動への参加意識を喚起し、ボランティア活動に結び付ける支援を行うことにより、地域コミュニティを担う次世代のボランティア人材を育成する。

- (5) 特定非営利活動法人認証等事務事業 120千円

関係会議への出席や有識者との意見交換を通じ、法人認証・認定・監督等のNPO法関連業務を円滑に実施するとともに、県民からの相談や制度改正等によって生じる法的諸問題に対する対応力を高める。

4. 「県民の日」事業

- (1) 「県民の日」事業（再掲） 64,000千円
(債務負担行為 74,000千円)

5. 県立文化会館運営事業

- (1) 県立文化会館の管理運営事業 601,380千円

本県の文化拠点である千葉県立文化会館4館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、千葉県文化の振興を図る。

- (2) 県立文化会館整備事業 167,800千円
(債務負担行為 278,000千円)

県立文化会館4館について、会館施設の適切な修繕等により施設の維持保全を図る。

- (3) 千葉県文化会館大規模改修事業 138,812千円

千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、建設後50年以上を経過し、建物の老朽化が進んでいる千葉県文化会館について大規模改修を行う。

6. 青少年健全育成事業

- (1) 心身ともに健やかな青少年の育成

- ア 青少年総合対策本部事業 1,300千円

青少年問題対策について総合的な企画・調整を図り、効果的に広報啓発事業等を推進するため、青少年総合対策本部を運営する。

- イ 千葉県青少年総合プラン推進事業 216千円

青少年施策を総合的かつ効果的に実施するため、青少年総合対策本部及び青少年問題協議会と相互に連携し、「第3次千葉県青少年総合プラン」を着実に推進する。

- ウ 青少年相談員設置事業 22,305千円

青少年を地域で守り育てるという理念のもと、青少年と一体となり各種スポーツや屋外活動等を行っている青少年相談員（定数4,166人）の活動費に対して助成する。

- エ 青少年育成推進事業 3,078千円

青少年の健全育成や青少年指導者育成の一層の充実を図るため、中学生の主張千葉県大会や青少年指導者育成事業等を実施する。

(2) 明るく健全な環境づくりの推進

ア 青少年の社会環境づくり事業

768千円

千葉県青少年健全育成条例の実効性を確保するため、携帯電話販売店・書店・カラオケボックス・ネットカフェ等への立入調査を行うなど業者への指導を徹底し、青少年の健全育成を推進する。

イ 青少年非行防止対策事業

1,944千円

小学校5年生の保護者、新中学1年生の保護者及び新高校1年生全員に配布する非行防止リーフレットを作成するなど、非行・被害防止対策の推進を図る。

ウ 青少年補導センター事業

4,737千円

青少年の非行を未然に防ぐため、街頭補導活動や相談活動などを行っている青少年補導センターの設置市に対して、運営費の一部を助成する。

エ 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール事業）（再掲）

5,409千円

オ 子ども・若者育成支援推進事業

16,250千円

ニートやひきこもり、不登校などの困難を有する子ども・若者に対し、総合的な支援を展開するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」を開催するとともに、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」の運営を委託し、専門の相談員による電話相談や面接相談等を実施する。

開催準備課

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、組織委員会や市町村、事業者、大学、団体等と連携の下、受入体制の整備を進める。

重点事項

- **東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議事業** 2,830千円
スポーツや観光、経済など多様な分野の代表者で構成する推進会議において、キャンプ・国際大会の誘致、競技力の向上、外国人の受入体制の整備など、具体的な取組をオール千葉体制で推進する。
企画関係経費 5,000千円
- **東京2020大会開催に併せたイベント実施事業** 実施運営経費（債務負担行為65,000千円）
組織委員会と連携して、競技会場内だけでなく、競技会場周辺においても競技観戦ができるライブサイトを設置するとともに、競技体験コーナーや市町村のPRコーナー等を併設したイベントを開催する。
- **戦略的な広報の実施** 25,000千円
大会機運の更なる盛り上げと県内開催競技の観戦意欲を高めるため、各種広報媒体を最大限に活用して、戦略的な広報を実施する。
- **大会開催に向けた準備** 95,000千円（債務負担行為 405,000千円）
幕張メッセ及び釣ヶ崎海岸での競技開催に向けて、組織委員会や千葉市・一宮町等と連携して、競技会場の整備や大会運営に係る準備を進める。
- **聖火リレー準備・検討事業** 44,500千円
オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火リレーについて、組織委員会と協力し、準備・検討を進める。

1. 東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議事業

- (1) **推進会議及び専門部会の開催** 2,830千円
「東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議」及び下部組織である専門部会を開催し、市町村、事業者、大学、団体等が連携の下、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略」に掲げる取組を推進する。

2. 東京2020大会開催に併せたイベント実施事業 企画関係経費 5,000千円

- (1) **開催に向けた準備・検討** 実施運営経費（債務負担行為65,000千円）
 - ・市町村、多様な団体等と連携した企画・運営
 - ・警備や暑さ対策など、安全で快適な会場環境づくり等の観点で踏まえ、実施計画や整備計画の策定等、開催に向けた準備・検討を進める。

3. 戦略的な広報の実施

(1) 東京2020大会に向けた情報発信の強化事業

25,000千円

大会開催1年前に合わせて横断幕やポスターを制作・掲出するとともに、大会公式マスコットのモニュメントを制作し、競技会場の周辺に設置する。

4. 大会開催に向けた準備

(1) 上総一ノ宮駅東口整備事業補助

89,000千円（債務負担：405,000千円）

東京2020大会のサーフィン競技会場に向かう観客等が利用する上総一ノ宮駅について、大会時の観客移動の円滑化と大会後の地域の活性化につなげるため、一宮町が行う駅東口の整備に対して補助する。

(2) 東京2020大会に向けた競技会場周辺等の事前点検事業

6,000千円

大会時に本県を訪れる選手・観客等を快適な環境で迎えるため、大会開催1年前の同時期に、競技会場周辺などの現状を調査し、大会本番の受入環境の向上につなげる。

5. 聖火リレーの準備・検討

オリンピック聖火リレーについて、聖火ランナーの募集・選定、セレブレーション等の各種セレモニーや警備計画の準備・検討を行う。

パラリンピック聖火リレーについて、組織委員会と協力し、準備・検討を進める。

事前キャンプ・大会競技支援課

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプや、国際競技大会の誘致・受入れ等を促進し、スポーツを通じた国際交流や地域の活性化に資する取組を推進する。
- 2 県内開催8競技の普及・振興事業を実施するとともに、競技団体、行政、大学、企業など様々な主体の連携による取組を促進し、東京2020大会に向けた機運の醸成を図る。

重点事項

- **キャンプ・国際大会誘致・受入事業** 35,000千円
市町村、競技団体との連携により、東京2020大会における事前キャンプ等の誘致を進めるとともに、事前キャンプの決定した国・競技団体の受入れるための準備を行う。
また、本年度に開催される国際大会に向けたオランダ代表選手団の事前キャンプを 受入れる。
- **千葉県スポーツコンシェルジュ運営事業** 26,600千円
東京2020大会の事前キャンプ等の誘致や、県内におけるスポーツツーリズムの推進を図るため、競技施設・宿泊施設の情報提供など各種支援をワンストップで行う「千葉県スポーツコンシェルジュ」を運営する。
- **国際スポーツ競技大会支援事業** 80,000千円
東京2020大会に向けた機運の醸成やスポーツの振興・地域の活性化を図るため、オリンピック・パラリンピック実施競技に係る国際競技大会の開催を支援する。
- **県内開催競技観戦・応援促進事業** 15,200千円
小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒等を対象に、各種国際大会の観戦実施及び事前・事後の学習を支援する。
- **おもてなしCHIBAプロジェクト推進事業** 14,476千円
県民参加により、東京2020大会に向けた「おもてなし」の機運を高めるため、九十九里・外房地域16市町村と連携して、「おもてなしCHIBAプロジェクトin九十九里・外房」を実施する。

1. 事前キャンプ・国際競技大会の誘致・受入事業

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) キャンプ・国際大会誘致・受入事業（再掲） | 35,000千円 |
| (2) 千葉県スポーツコンシェルジュ運営事業（再掲） | 26,600千円 |
| (3) 国際スポーツ競技大会支援事業（再掲） | 80,000千円 |

2. 東京2020大会に向けた機運醸成・県内開催競技支援事業

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 県内開催競技の普及・機運醸成イベント等事業 | 32,324千円 |
|---------------------------|----------|
- 県内で開催されるオリンピック・パラリンピック8競技について競技観戦や体験イベント等を通して競技への理解を深めるとともに、県内公立中学校の2年生を対象としてJOCオリンピック教室を実施する。

(2) 県内開催競技観戦・応援促進事業（再掲）	15,200千円
(3) おもてなしCHIBAプロジェクト推進事業（再掲）	14,476千円

参考資料

(1) 「次世代への飛躍 輝け! ちば元気プラン」(千葉県総合計画)の概要

[環境生活部関連部分]

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 基本構想編

「くらし満足度日本一」を基本理念に掲げ、その実現に向け「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という3つの基本目標を設け、これに沿って、おおむね10年後(平成32年度)の千葉県の目指す姿を示すとともに、進むべき方向性を具体的に明らかにしました。

2 実施計画編

3つの基本目標を達成するため、平成29年度(2017年度)から、平成32年度(2020年度)までの4年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理しました。

第2章 千葉県が目指す姿(基本構想編)

1 時代背景と課題(抜粋)

○安全・安心・治安

《防犯対策の推進》

県・市町村・県民・地域などが連携し、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する必要があります。

効果的に犯罪を抑止するためには、地域防犯力をアップさせることや、悪質・巧妙化する犯罪を見逃さず逮捕・検挙することが必要となります。

《交通安全対策の推進》

県民一人ひとりが交通安全への意識を高められるように啓発活動を実施するほか、交通安全教育の充実に取り組んでいく必要があります。

《消費者の安全・安心の確保》

消費者が商品やサービスを適切・合理的に選択できる能力を身に付けるための教育の推進や相談窓口の整備、悪質事業者の取締りの強化などに取り組むことが必要です。さらに、事業者や事業者団体自らも消費者の視点に立った経営に取り組むことが求められています。

○環境保全・持続可能性

《地球温暖化に対する取組》

再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの促進など、県民、企業、行政など全ての主体が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいかなければなりません。

《循環型社会の構築》

持続可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制していかなければなりません。

《産業廃棄物の不法投棄の防止》

平成27年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時(平成11年度)の約160分の1まで減少

しましたが、依然、小規模でゲリラ的な不法投棄は後を絶ちません。また、今後は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに関するインフラ整備や高度経済成長期の建造物の建て替えなどによる廃棄物の排出量の増加に伴い、不法投棄の増加が懸念されています。このため、県民・事業者・市町村などとの連携を更に強め、不法投棄を根絶しなくてはなりません。

《良好な大気・水環境の保全》

きれいな空気と水に囲まれた千葉県の実現を目指し、事業者とともに、県民一人ひとりが、より一層環境にやさしい取組を学び、実践していく必要があります。

《豊かな自然環境の保全》

本県の豊かな自然環境を、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、次世代の子どもたちに引き継いでいかななくてはなりません。

《野生生物の保護と管理》

外来生物が、自然環境に適応して増加しており、生態系や生活環境に悪影響を与えています。また、捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄等により、野生鳥獣の生息数が増加するとともにその生息域が拡大しているため、農作物等の被害が深刻化し、生活被害も発生しています。このため、野生生物の保護と適正な管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

2 基本理念

千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「くらし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

3 目指す姿（基本目標）

10年後（平成32年度）の千葉県の具体的な姿を示すとともに、その目標を設け、本県が進むべき方向を明らかにします。

I 「安全で豊かなくらしの実現」

- 治安が行き届き、安全で安心して暮らせる地域社会
- 健康で生き生き暮らせる地域社会
- 心豊かに元気に暮らせる地域社会
- 豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会

II 「千葉の未来を担う子どもの育成」

- 郷土を愛し自立した健康な子どもの育成

4 県づくりの方向性

○ 特性・可能性を踏まえた5つのゾーン

地域の方向性を示すに当たっては、県内各地域の人々の生活に着目して、共通する特性を持つ地域や日常生活での地域間のつながりを把握した上で、地理的条件、交通網整備の状況、地域の今後の可能性等を勘案して、「特性・可能性を踏まえた5つのゾーン」を設定しました。

そして、ゾーンごとに記載した「地域の主な方向性」の中で、今後、市町村・県民・市民活動団体・企業・大学などとの連携・協働により進めていく取組を示すこととしました。

第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）

3つの基本目標の実現に向けて、12の政策分野、37の施策について、取組の基本方向と主な取組を記載しました。

大項目 (基本目標)	中項目 (政策分野)	小項目 (施策項目)
I 安全で豊かなくらしの実現	1 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり	①自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上
		②災害に強いまちづくりの推進
		③危機管理対策の推進
	2 くらしの安全・安心を実感できる社会づくり	①犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会の構築
		②交通安全県ちばの確立
		③消費生活の安定と向上
	3 健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会づくり	①増大する医療ニーズに対応した安心で質の高い医療サービスの提供
		②生涯を通じた健康づくりの推進
		③高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現
		④障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築
		⑤互いに支え合い、安心して心豊かに暮らせる地域社会づくりの推進
	4 文化とスポーツで輝く社会づくり	①ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成
		②「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の推進
	5 みんなで守り育てる環境づくり	①地球温暖化対策の推進
		②循環型社会の構築
		③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全
		④野生生物の保護と適正管理
II 育担千成 う葉子 のど未 も来 のを	1 子どもと子育て世代への強力サポート体制づくり	①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり
		②地域による子育て支援の充実
		③子どもの健やかな成長と自立
	2 世界に通じ未来支える人づくり	①志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材の育成
		②ちばのポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり
		③教育の原点としての家庭の力の向上と人づくりのための連携
		④多様化する青少年問題への取組
III の経 整済 備の 活 性 化 と 交 流 基 盤	1 国内外の多くの人々が集う魅力ある県づくり	①千葉の「宝」を生かした観光立県の推進と移住・定住の促進
		②国際都市として発展するCHIBAづくり
	2 挑戦し続ける産業づくり	①県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地の促進
		②中小企業・小規模事業者の経営基盤強化
		③地域の創意工夫による経済活性化の取組の促進
	3 経済の活性化を支える人づくり	①女性の活躍推進
		②雇用対策の推進と産業人材の育成
	4 豊かな生活を支える食と緑づくり	①産地の戦略的な競争力強化と高収益型農林水産業への転換
		②緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
	5 活力ある県土の基盤づくり	①交流基盤の強化
		②成田空港の機能拡充と空港を活用した県経済の活性化
		③社会資本の適正な維持管理
		④人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進

第4章 重点的な施策・取組の推進に当たって

「重点的な施策・取組」について、実施状況や達成度などを分析し課題を把握する「評価」を毎年度実施します。この「評価」に基づき必要となる「改善」を次の施策展開に反映させることで、政策の推進を図ります。

なお、毎年度の進行管理を行うほか、実施計画の計画期間である4か年を経過した時点で評価結果を総括します。

【「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」指標一覧(政策目標 環境生活部関連部分)】

本計画の推進に当たって、具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

政策名等	項目	現状	目標
くらしの安全・安心を 実感できる社会づくり	刑法犯認知件数	57,277件 (28年)	減少を目指します (32年)
	自主防犯団体の数	2,606団体 (28年)	増加を目指します (32年)
	交通事故死傷者数	22,581人 (28年)	18,000人以下 (32年)
	交通事故24時間死者数	185人 (28年)	150人以下 (32年)
	不当な契約等により消費者被害を受けた県民の数	10,704人 (28年度)	10,000人未満 (32年度)
健やかで生き生きと 自分らしく暮らせる 社会づくり	ボランティア活動に参加したことのある県民の割合	35.6% (28年度)	40.0% (32年度)
文化とスポーツで輝く 社会づくり	この1年間に文化芸術にふれた県民の割合	63.4% (28年度)	70.0% (32年度)
みんなで守り育てる 環境づくり	千葉県における二酸化炭素排出量	76,228千t (25年度)	減少を目指します (32年度)
	世帯当たりの電気・ガスの使用等に 伴う二酸化炭素排出量	3.45 t (25年度)	減少を目指します (32年度)
	一人1日当たりの家庭系ごみの 排出量	523 g (27年度)	500 g (32年度)
	産業廃棄物の再資源化率	54.4% (26年度)	61.0% (32年度)
	産業廃棄物の最終処分量	28.7万t (26年度)	31.0万t (32年度)
	光化学スモッグ注意報の年間発 令日数	11日 (25～28年度の平均)	削減を目指します (32年度)
	河川・湖沼・海域の水質環境基 準達成率(BOD・COD)	74.1% (27年度)	80.0% (32年度)
	イノシシの捕獲数	22,574頭 (27年度)	増加を目指します (32年度)
	カミツキガメの生息数	約16,000頭 (27年度)	減少を目指します (32年度)
世界に通じ未来支える 人づくり	青少年のネット被害防止対策を 実施している市町村数	4市町村 (28年度)	12市町村 (32年度)

(2) 各種審議会等設置状況

名 称	設置年月日	設置の根拠	所 掌 事 務 (目 的)	構 成
千葉県環境審議会	H 6. 8. 1	環境基本法 自然環境保全法	県の環境保全（自然環境の保全を含む）に関する基本的事項のほか、各種法令等の規定に基づく事項について調査審議する。	県議会議員 6名 学識経験者 20名 住民の代表者 13名 市及び町村の代表者 1名 計 40名 (47名以内)
千葉県公害審査会	S46. 3. 15	千葉県行政組織 条例	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。	人格が高潔で識見の高い 者 15名以内
千葉県環境影響評価 委員会	H11. 4. 30	千葉県行政組織 条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 15名 (20名以内)
千葉県自動車排出窒 素酸化物総量削減計 画等策定協議会	H 5. 2. 18	自動車から排出 される窒素酸化 物及び粒子状物 質の特定地域に おける総量の削 減等に関する特 別措置法	自動車NO _x ・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 16名 関係地方行政機関の職員 4名 関係道路管理者 3名 事業者の代表 3名 住民の代表 3名
千葉県地質環境対策 審議会	H25. 7. 9	千葉県行政組織 条例	地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策に関する重要事項について、調査審議する。	学識経験者 9名 (10名以内)
千葉県廃棄物処理施 設設置等審議会	H25. 7. 9	千葉県行政組織 条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による意見を具申し、並びに廃棄物処理施設に関し知事が必要と認める事項について調査審議する。	学識経験者 7名
美しいふるさとづく り運動推進協議会	S58. 5. 16	千葉県美しいふ るさとづくり運 動推進協議会設 置運営要領	美しいふるさとづくり運動を県民運動として展開するための、全県的なアピール、県民意識の高揚及び地域活動の拡充を図る。	各種団体 51団体
千葉県安全安心まち づくり推進協議会	H16. 7. 30	千葉県安全で安 心なまちづくり の促進に関する 条例	防犯活動への取組に関する意見・情報交換を行い、犯罪の起こりにくい環境づくりの推進に資する。	千葉県知事 1名 議会代表者 1名 行政関係 5名 事業者団体 23名 学校教育団体 8名 被害者支援団体 9名 県民・地域団体 22名
千葉県交通安全対策 会議	S45. 10. 15	交通安全対策基 本法 千葉県行政組織 条例	千葉県交通安全計画を策定し、陸上交通の安全に関する施策を総合的、計画的に推進する。	県 10名 指定地方行政機関 7名 市町村 4名 特別委員 3名
千葉県交通安全対策 推進委員会	S46. 3. 1	千葉県交通安全 対策推進委員会 会則	千葉県の交通安全対策を各交通安全推進機関・団体及び県民が一体となって推進し、「交通安全県ちば」の実現を図る。	県、県警、各交通安全推 進機関・団体 238団体
千葉県消費者行政審 議会	S50. 12	千葉県行政組織 条例	消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に関する重要な事項を調査審議する。	学識経験者 5名 消費者代表者 4名 事業者代表者 4名 計 13名 (20名以内)

名 称	設置年月日	設置の根拠	所 掌 事 務 （ 目 的 ）	構 成
千葉県暴力団排除推進会議	H26. 2. 7	千葉県暴力団排除条例 千葉県暴力団排除推進会議設置要綱	県、市町村、県民、事業者等が、相互に連携・協力して、暴力団排除を推進し、安全で安心できる県民生活の実現を図る。	千葉県知事 1 名 議会の代表 2 名 行政関係 12 名 警察関係 9 名 市町村関係 2 名 事業者団体 3 名 関係団体等 5 名
ちば文化芸術振興懇談会	H28. 7. 26	ちば文化芸術振興懇談会設置要綱	本県の文化芸術の振興に当たり、関係する各分野の立場からの意見等を行う。	学識経験者 2 名 文化団体関係者 3 名 文化施設関係者 2 名 関係機関等 2 名 計 9 名
千葉県県民活動推進懇談会	H27. 6. 1	千葉県県民活動推進懇談会設置要綱	県民活動の推進に当たり、市民活動団体等、関係する各分野の立場からの意見等を行う。	学識経験者 2 名 市民活動関係者 2 名 企業関係者 2 名 社会福祉協議会 2 名 市町村関係 2 名 計 10 名
千葉県青少年問題協議会	S28. 7. 25	地方青少年問題協議会法 千葉県行政組織条例	・ 青少年の健全育成に関する調査審議、関係機関相互の連絡調整を図る。 ・ 千葉県青少年健全育成条例第 2 4 条第 1 項の規定による知事の諮問事項の審議	学識経験者 5 名 議会代表者 1 名 家庭裁判所 1 名 関係機関等 5 名 計 12 名 (15 名以内)
2020 年東京オリンピック・パラリンピック CHIBA 推進会議	H26. 11. 4	2020 年東京オリンピック・パラリンピック CHIBA 推進会議設置要綱	「オール千葉」体制により、未来に向けた「人づくり」と「共生社会」の実現、地域の活性化、国際化の進展等を目的に、県、市町村、民間企業等が情報を共有し、連携した取組を行う。	知事、県・市町村、学識経験者、関係団体等 38 名

(注) 定数と現定数に相違がある場合は () 内に定数を示した。

(3) 関係団体一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	関係課
(一財) 千葉県環境財団	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-1	(043) 246-2078	環境政策課
(一社) 千葉県環境保全協議会	260-0854	千葉市中央区長洲 1-15-7 (千葉県森林会館内)	(043) 224-5827	環境政策課
(公財) 成田空港周辺地域共生財団	286-0033	成田市花崎町 750-1	(0476) 20-1775	大気保全課
(一社) 千葉県トラック協会	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	(043) 247-1131	大気保全課
(一社) 千葉県バス協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9 (千葉県土地開発公社内)	(043) 215-8805	大気保全課
(一社) 日本自動車販売協会連合会千葉県支部	261-0002	千葉市美浜区新港 207	(043) 242-3321	大気保全課
(一社) 千葉県自動車整備振興会	261-0002	千葉市美浜区新港 156	(043) 241-7251	大気保全課
(公社) 千葉県浄化槽検査センター	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-1	(043) 246-6283	水質保全課
(一社) 千葉県環境保全センター	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-1	(043) 245-4222	水質保全課
(公財) 印旛沼環境基金	285-8533	佐倉市宮小路町 12 (印旛郡市 広域市町村圏事務組合内)	(043) 485-0397	水質保全課
(一社) 千葉県猟友会	260-0854	千葉市中央区長洲 1-15-7 森林会館内	(043) 222-6033	自然保護課
(一財) 千葉県勝浦海中公園センター	299-5242	勝浦市吉尾 174	(0470) 76-2955	自然保護課
千葉県環境衛生促進協議会	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	(043) 223-2649	循環型社会推進課
(一社) 千葉県産業資源循環協会	260-0013	千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 5階	(043) 239-9920	廃棄物指導課
千葉県産業廃棄物処理業協同組合	260-0013	千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング 5階	(043) 301-2241	廃棄物指導課
(公財) 千葉県交通安全協会	261-0025	千葉市美浜区浜田2-1 千葉県警察本部交通部運転免許本部内	(043) 271-8481	くらし安全推進課
(一社) 千葉県安全運転管理協会	260-0854	千葉市中央区長洲1 - 22 - 3 羽田ビル3階	(043) 227-0073	くらし安全推進課
(一社) 千葉県ダンプカー協会	292-0834	木更津市潮見4-18-8 三栄港運ビル306	(0438) 38-0675	くらし安全推進課
(公社) 千葉犯罪被害者支援センター	260-0013	千葉市中央区中央3-9-16大樹生 命千葉中央ビル7階	(043) 225-5451	くらし安全推進課
千葉県生活協同組合連合会	260-0013	千葉市中央区中央4-13-10	(043) 224-7753	くらし安全推進課

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	関係課
日本貸金業協会千葉県支部	260-0045	千葉市中央区弁天 1-2-8 千葉C Tビル 4階	(043) 284-4100	くらし安全推進課
(公財) あしたの日本を創る協会	106-0031	東京都港区西麻布3-24-20 交通安全教育センタービル4階	(03) 5772-7201	くらし安全推進課
千葉県金融広報委員会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1 県庁くらし安全推進課内	(043) 225-7141	くらし安全推進課
(公財) 千葉県暴力団追放県民会議	260-0013	千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内	(043) 254-8930	くらし安全推進課
(公財) 千葉県文化振興財団	260-8661	千葉市中央区市場町11-2	(043) 222-0077	県民生活・文化課
(公財) 千葉交響楽団	260-0855	千葉市中央区市場町11-2	(043) 222-4231	県民生活・文化課
千葉県芸術文化団体協議会	260-8661	千葉市中央区市場町11-2 (公財) 千葉県文化振興財団内	(043) 222-0077	県民生活・文化課
千葉県青少年団体連絡協議会	260-0001	千葉市中央区都町2-1-12	(043) 309-8812	県民生活・文化課
千葉県青少年補導員連絡協議会	272-0015	市川市鬼高1-1-4 市川市少年センター内	(047) 320-3345	県民生活・文化課
千葉県青少年相談員連絡協議会	260-8667	千葉市中央区市場町 1 - 1	(043) 223-2330	県民生活・文化課
「小さな親切」運動千葉県本部事務局	261-0001	千葉市美浜区幸町2-1-2 千葉興業銀行お客様サービス部内	(043) 243-2111	県民生活・文化課

(4) 環境生活部各課等の主な業務

環 境 生 活 部

- 1 自然環境の保全に関すること。
- 2 公害の防止に関すること。
- 3 廃棄物の処理に関すること。
- 4 文化の振興に関すること。
- 5 消費生活の安定及び向上、青少年の健全な育成、交通安全対策その他の県民生活の向上に関すること。
- 6 東京オリンピック・パラリンピックに関すること。

環 境 政 策 課

- 1 部内各課の連絡調整に関すること。
- 2 環境及び県民生活に関する政策の立案、調整及び評価に関すること。
- 3 環境保全に関する市町村との調整及び指導に関すること。
- 4 環境保全協定に関すること。
- 5 公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律、環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例等の施行に関すること。
- 6 環境研究センターに関すること。
- 7 環境審議会（業務課及び自然保護課において所掌するものを除く。）、公害審査会及び環境影響評価委員会に関すること。
- 8 千葉県環境財団に関すること。
- 9 ちば環境再生基金に係る企画及び調整に関すること。
- 10 その他部内他課の所掌に属しない事項に関すること。

大 気 保 全 課

- 1 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- 3 大気汚染防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
- 4 大気汚染防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
- 5 騒音、悪臭及び振動に関する調査、規制及び指導に関すること。
- 6 大気情報管理システムの総合的企画及び調整に関すること。
- 7 自動車公害の防止に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 8 自動車公害の防止に係る事業に関すること。
- 9 石綿問題に関する総合対策に係る関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 10 大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）、ダイオキシン類対策特別措置法（水質保全課において所掌するものを除く。）、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）、石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済基金に充てるための

資金の拠出に限る。）、千葉県環境保全条例（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に係るものに限る。）、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例等の施行に関すること。

11 自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会に関すること。

水 質 保 全 課

- 1 公共用水域及び地下水の水質の汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
- 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
- 4 地盤沈下防止に関する調査及び指導に関すること。
- 5 湖沼水質保全計画の策定及び推進に関すること。
- 6 生活排水対策浄化槽推進事業に関すること。
- 7 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（土壌の汚染防止のための規制措置に係るものに限る。）、浄化槽法（建築指導課において所掌するものを除く。）、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（水質の汚濁及び土壌の汚染に係るものに限る。）、土壌汚染対策法、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、千葉県環境保全条例（水質及び地質の保全に係るものに限る。）等の施行に関すること。

自 然 保 護 課

- 1 自然保護に関する計画の策定及び連絡調整に関すること。
- 2 自然保護の推進に関すること。
- 3 自然保護に関する市町村の指導に関すること。
- 4 自然保護及び植物愛護に関する思想の普及及びびかん養に関すること。
- 5 動物愛護に関する思想の普及及びびかん養に関すること（衛生指導課において所掌するものを除く。）。
- 6 鳥獣による被害の防止に係る事業に関すること（農地・農村振興課において所掌するものを除く。）。
- 7 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、千葉県立自然公園条例、千葉県自然環境保全条例、千葉県自然公園施設設置管理条例、千葉県射撃場設置管理条例等の施行に関すること。
- 8 環境審議会（自然環境保全法第51条第2項に関するもの（薬務課において所掌するものを除く。）に限る。）に関すること。

循 環 型 社 会 推 進 課

- 1 廃棄物の処理に関する総合調整に関すること。
- 2 廃棄物の処理に係る企画及び調査に関すること。
- 3 循環型社会づくりの推進及びエコタウンプランに関すること。
- 4 地球温暖化対策に関すること。
- 5 環境保全活動及び環境学習の推進に関すること。
- 6 次世代自動車の普及に関すること。

- 7 一般廃棄物の処理に係る市町村に対する技術的助言に関すること。
- 8 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したものに限る。）の設置者及び管理者に対する指導に関すること。
- 9 産業廃棄物の排出事業者の指導（多量排出事業者の処理計画に係るものに限る。）に関すること。
- 10 下水道の終末処理場によるくみ取りし尿の処理に係る勧告及び維持管理の報告の徴収に関すること。
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物指導課において所掌するものを除く。）、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（再資源化の実施に係るもの（廃棄物指導課において所掌するものを除く。）に限る。）、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（森林課、漁港課、河川環境課及び港湾課において所掌するものを除く。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に関すること。

廃 棄 物 指 導 課

- 1 産業廃棄物の処理の指導に係る企画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設（循環型社会推進課において所掌するものを除く。）及び産業廃棄物処理施設の設置者に対する指導に関すること。
- 3 産業廃棄物の排出事業者の指導（循環型社会推進課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 4 産業廃棄物の処理業者の指導に関すること。
- 5 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者の指導に関すること。
- 6 産業廃棄物の不適正な処理及び有害使用済機器の不適正な保管等に係る監視及び指導に関すること。
- 7 土砂等の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 8 再生土の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第2号から第6号までに掲げる事務に係るものに限る。）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（再資源化の実施に係る事業者の指導に限る。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例の施行に関すること。
- 10 廃棄物処理施設設置等審議会に関すること。

く ら し 安 全 推 進 課

- 1 交通安全対策の総合企画に関すること。
- 2 交通安全思想の普及に関すること。
- 3 交通安全対策に関する調査統計に関すること。
- 4 市町村が行う交通安全対策の指導に関すること。
- 5 交通事故相談に関すること。
- 6 県民の生活上の安全の確保に関する総合対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 7 消費者行政に関すること。

- 8 金融の広報に関すること。
- 9 貸金業に関すること。
- 10 新生活運動に関すること。
- 11 消費生活協同組合法、割賦販売法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者基本法、交通安全対策基本法、消費生活用製品安全法、特定商取引に関する法律、貸金業法、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、消費者安全法、千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例、千葉県交通安全条例、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例、千葉県暴力団排除条例、千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例等の施行に関すること。
- 12 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及び国民生活安定緊急措置法の施行並びにこれらの法律の施行に係る総合調整に関すること。
- 13 消費者センターに関すること。
- 14 交通安全対策会議及び消費者行政審議会に関すること。

県 民 生 活 ・ 文 化 課

- 1 文化振興に係る企画及び調整に関すること。
- 2 文化活動の推進に関すること。
- 3 文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例並びに千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の施行に関すること。
- 4 著作権の普及啓発に関すること。
- 5 (公財) 千葉県文化振興財団に関すること。
- 6 (公財) 千葉交響楽団に関すること。
- 7 ボランティア活動、市民活動等の促進に関する総合対策並びに関係機関との連携及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 8 ボランティア活動、市民活動等の普及啓発に関すること。
- 9 特定非営利活動促進法の施行に関すること。
- 10 青少年に関する総合対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 11 青少年育成団体に関すること。
- 12 青少年相談員に関すること。
- 13 青少年育成施設に関すること。
- 14 子ども・若者育成支援推進法及び千葉県青少年健全育成条例の施行に関すること。
- 15 青少年問題協議会に関すること。
- 16 県民の日に関すること。

開 催 準 備 課

- 1 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会の開催準備に関すること。
- 2 聖火リレーに関すること。

事前キャンプ・大会競技支援課

- 1 国際スポーツ大会及び事前キャンプに関すること。
- 2 大会競技の普及振興及び大会の機運醸成に関すること。

環境研究センター

- 1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る公害の防止及び環境の保全のための調査研究並びに環境放射能の調査研究に関すること。
- 2 廃棄物及び化学物質に係る調査研究に関すること。
- 3 水質環境に係る調査研究に関すること。
- 4 地質環境に係る調査研究に関すること。
- 5 環境に係る研修及び啓発・環境学習に関すること。

消費者センター

- 1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 2 消費生活に関する商品の試験及び検査に関すること。
- 3 消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示に関すること。
- 4 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 5 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

地域振興事務所地域振興課

- 1 青少年の健全育成に関すること。
- 2 市町村の青少年問題協議会に関すること。
- 3 交通安全対策に関すること。
- 4 県民の日地域事業に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、県民生活の向上に関すること。

※地域振興事務所は総務部の出先機関であるため、環境生活部関係業務について抜粋

地域振興事務所地域環境保全課

- 1 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 水質汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の設置者、管理者、保守点検業者及び清掃業者の指導に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の設置者及び管理者に対する指導に関すること。
- 5 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者並びに有害使用済機器の保管又は処分を業とする者の指導に関すること。

- 6 産業廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の不適正な処理並びに有害使用済機器の不適正な保管等に係る監視及び指導に関すること。
- 7 大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の施行に関すること。
- 8 千葉県環境保全条例、千葉県自然環境保全条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例等の施行に関すること。
- 9 前各号に掲げるもののほか環境の保全に関すること。

※地域振興事務所は総務部の出先機関であるため、環境生活部関係業務について抜粋

(5) 窓口・担当課連絡先一覧

課 名	内 容	担当班・室	電 話
環 境 政 策 課	公害の苦情相談について 環境保全融資相談について 環境影響評価制度（環境アセスメント）について 三番瀬再生について	政策室 環境影響評価・指導班 環境影響評価・指導班 政策室	(043) 223-4660 (043) 223-4135 (043) 223-4138 (043) 223-2439
大 気 保 全 課	化学物質対策、P R T R法について アスベスト（石綿）対策について 工場・事業場からのばい煙、粉じん、V O C対策について 大気環境状況（光化学スモッグ、PM2.5 など）について 大気環境情報の電話サービスについて 騒音・振動・悪臭について 自動車交通公害対策について ディーゼル自動車排出ガス対策について オフロード法について	大気指導班 大気規制班 大気規制班 大気監視班 大気監視班 特殊公害班 自動車公害対策班 自動車公害対策班 自動車公害対策班	(043) 223-3802 (043) 223-3804 (043) 223-3804 (043) 223-3803 (043) 223-3853 (043) 223-3805 (043) 223-3807 (043) 223-3810 (043) 223-3810
水 質 保 全 課	工場・事業場からの排水関係について 浄化槽について 公共用水域（河川・湖沼・海）の水質関係について 手賀沼、印旛沼の水質浄化について 地盤沈下、地下水採取規制について 地下水汚染、土壌汚染について	水質指導・規制班 浄化槽班 水質監視班 湖沼浄化対策班 地盤沈下対策班 地質汚染対策班	(043) 223-3871 (043) 223-3813 (043) 223-3816 (043) 223-3821 (043) 223-3822 (043) 223-3812
自 然 保 護 課	工場・事業場の緑化協定及び自然環境保全協定に関すること 生物多様性に関すること 外来種対策に関すること（鳥獣関係以外） 外来種対策に関すること（鳥獣関係） 自然公園の規制等について 首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）等に関すること 鳥獣の捕獲許可に関すること 鳥獣保護区等の規制等について 狩猟免許に関すること	自然環境企画班 生物多様性センター 生物多様性センター 鳥獣対策班 自然環境企画班 施設管理班 狩猟・保護班 狩猟・保護班 狩猟・保護班	(043) 223-2059 (043) 265-3601 (043) 265-3601 (043) 223-2058 (043) 223-2056 (043) 223-2971 (043) 223-2972 (043) 223-2972 (043) 223-2972
循 環 型 社 会 推 進 課	廃棄物処理計画について 一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的助言について 災害廃棄物処理に関すること バイオマスの活用について 地球温暖化対策に関すること 海岸漂着物処理推進法について 環境学習について 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化について 産業廃棄物多量排出事業者の指導について	資源循環企画室 資源循環企画室 資源循環企画室 資源循環企画室 温暖化対策推進班 環境保全活動推進班 環境保全活動推進班 環境保全活動推進班 環境保全活動推進班	(043) 223-2645 (043) 223-2645 (043) 223-2645 (043) 223-2759 (043) 223-4139 (043) 223-2760 (043) 223-2760 (043) 223-2760 (043) 223-2760

課 名	内 容	担当班・室	電 話
廃棄物指導課	県外産業廃棄物の適正処理について	指導企画班	(043) 223-2757
	産業廃棄物管理票交付状況報告書について	指導企画班	(043) 223-2757
	P C B廃棄物対策に関すること	指導企画班	(043) 223-2757
	産業廃棄物排出事業者の適正処理の推進について	指導企画班	(043) 223-2757
	自動車リサイクル法・フロン排出抑制法に基づく許可・登録について	ヤード対策班	(043) 223-4658
	ヤード対策に関すること	ヤード対策班	(043) 223-4658
	有害使用済機器の保管等に関すること	ヤード対策班	(043) 223-3275
	残土について	残土・再生土対策班	(043) 223-2641
	再生土の埋立て等について	残土・再生土対策班	(043) 223-2854
	産業廃棄物収集運搬業（許可）に関すること	産業廃棄物指導室	(043) 223-2654
	産業廃棄物処分業（許可）に関すること	産業廃棄物指導室	(043) 223-2655
	産業廃棄物の不法投棄について	監視指導室	(043) 223-3801
くらし安全推進課	交通安全運動、その他啓発活動等について	交通安全対策室	(043) 223-2263
	交通安全推進隊について	交通安全対策室	(043) 223-2263
	交通安全教育について	交通安全対策室	(043) 223-2263
	交通安全教育ビデオ等の貸出しについて	交通安全対策室	(043) 223-2263
	交通安全教育推進員派遣について	交通安全対策室	(043) 223-2263
	交通事故相談について	交通安全対策室	(043) 223-2263
	安全・安心まちづくりに関すること	防犯対策推進室	(043) 223-2333
	犯罪被害者相談に関すること	防犯対策推進室	(043) 223-2267
	消費者行政に関すること	消費者安全推進室	(043) 223-2292
	事業者指導に関すること	消費者安全推進室	(043) 223-2262
	貸金業に関すること	消費者安全推進室	(043) 223-2271
	暴力団の排除推進に関すること	暴力団排除推進室	(043) 223-2364
県民生活・文化課	文化の振興について	文化振興班	(043) 223-2406
	県立文化会館に関すること	文化振興班	(043) 223-2406
	千葉・県民芸術祭について	文化企画班	(043) 223-2408
	県民の日について	文化企画班	(043) 223-2408
	文化プログラムについて	文化企画班	(043) 223-2408
	都市ボランティアについて	県民活動推進班	(043) 223-4147
	県民活動の広報及び普及啓発について	県民活動推進班	(043) 223-4147
	市民活動団体の連携の促進等について	県民活動推進班	(043) 223-4133
	特定非営利活動法人（NPO法人）について	NPO法人班	(043) 223-4137
	青少年健全育成に関すること	子ども・若者育成支援室	(043) 223-2330
開催準備課	「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略」について	戦略推進班	(043) 223-2448
	「2020年東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議」について	戦略推進班	(043) 223-2448
	ライブサイトについて	戦略推進班	(043) 223-2448
	大会開催に向けた県からの情報発信について	広報・記録班	(043) 223-3483
	競技会場や周辺の整備等について	会場整備班	(043) 223-2368

課 名	内 容	担当班・室	電 話
開催準備課	聖火リレー・関連する各種イベントについて 聖火ランナーの公募・選考について	ルート・セグレーション準備班 ランナー選考班	(043) 223-3486 (043) 223-3488
事前キャンプ ・大会競技支援課	事前キャンプに関すること ホストタウンに関すること 国際競技大会の開催支援に関すること 千葉県スポーツコンシェルジュに関すること 県内開催競技の体験会・イベントに関すること JOCオリンピック教室に関すること おもてなしCHIBAプロジェクトに関すること 東京2020参画プログラムに関すること	事前キャンプ班 事前キャンプ班 事前キャンプ班 事前キャンプ班 機運醸成・大会競技支援班 機運醸成・大会競技支援班 機運醸成・大会競技支援班 機運醸成・大会競技支援班	(043) 223-3481 (043) 223-3481 (043) 223-3481 (043) 223-3481 (043) 223-2442 (043) 223-2442 (043) 223-2442 (043) 223-2442
環境研究センター	調査研究の企画及び環境学習関係 大気・悪臭・騒音関係 廃棄物・化学物質関係 水質関係 地質関係	企画情報室 大気騒音振動研究室 廃棄物・化学物質研究室 水質環境研究室 地質環境研究室	(0436) 24-5309 (0436) 21-6371 (0436) 23-7777 (043) 243-2935 (043) 243-0261
消費者センター	消費者契約、販売方法、商品の安全、品質、機能などに関する相談 事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情相談 多重債務に関する相談		(047) 434-0999

ホームページURL

千葉県庁のHP	https://www.pref.chiba.lg.jp/
ちばの環境	https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/kankyohakusho/kankyoujouhou.html
環境政策課	https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/index.html
大気保全課	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html
光化学スモッグ情報 PM2.5等情報	http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/
〃（携帯電話）	https://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/top
水質保全課	https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/index.html
自然保護課	https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/index.html
生物多様性センター	http://www.bdcchiba.jp/index.html
循環型社会推進課	https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/index.html
廃棄物指導課	https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/index.html
くらし安全推進課	https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/index.html
県民生活・文化課	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/index.html
ちば文化交流ボックス	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/box.html
NPO・ボランティア情報ネット	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/nponet-link.html
ちばボランティア情報局	https://www.facebook.com/chibavola2020/
オリンピック・パラリンピック推進局	https://www.pref.chiba.lg.jp/oripara/index.html
東京オリンピック・パラリンピック情報	https://www.pref.chiba.lg.jp/oripara/2020olympic.html
千葉県にオリンピック・パラリンピックがやってくる！	https://www.facebook.com/chibaoripara2020
千葉県スポーツコンシェルジュ	http://sc.ccb.or.jp/ja/
環境研究センター	https://www.pref.chiba.lg.jp/wit/index.html
消費者センター	https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/index.html